

平成 22 年度
スクールソーシャルワーカー
実践活動事例集

平成 23 年 9 月

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

はじめに

近年、子どもたちを取り巻く社会情勢の変化に伴い、いじめ、不登校、暴力行為といった児童生徒の問題行動等は極めて憂慮すべき状況となっており、教育上の大きな課題となっています。さらに、問題行動等の背景にある児童虐待などの家庭の問題やネット上のいじめの問題など、今までの生徒指導体制では十分に対応しにくい事案の増加も大きな課題の一つとして挙げられます。こうした中、家庭や学校、友人関係、地域社会などの児童生徒が置かれている環境に働き掛けて支援を行うスクールソーシャルワーカーは重要な役割を担っていると考えられます。

文部科学省では平成20年度から、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた環境に様々な方法で働きかけて支援を行う、スクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の充実を図っております。平成23年度からは都道府県・政令指定都市教育委員会に加え、中核市教育委員会でも、地域の実情に応じて、主体的にスクールソーシャルワーカーを活用し、問題を抱えた児童生徒に対し多様な支援を行っており、その効果が注目されているところです。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災への対応について、文部科学省では、被災児童生徒に対する心のケア、教職員・保護者等への助言・援助、学校教育活動の復旧支援、福祉機関等関係機関・団体との連携調整等様々な課題に対応するため、スクールソーシャルワーカーの派遣を含む緊急スクールカウンセラー等派遣事業を実施しております。当該事業においては被災地域におけるスクールソーシャルワーカー等の派遣のみならず、被災した児童生徒を受け入れている地域も対象としております。今後、被災児童生徒の就学や生活支援のために福祉機関等関係機関・団体との連携調整など、スクールソーシャルワーカーの果たす役割はますます重要なものとなってくることが考えられます。

今般、教育委員会や学校が、スクールソーシャルワーカーの活用の在り方についてより一層の理解と認識を持ち、児童生徒への更なる支援に資するよう、平成22年度における各教育委員会の取組等を紹介した実践活動事例集を作成しました。

本事例集が、各教育委員会や学校において、今後、スクールソーシャルワーカーを活用していく際の参考となり、その取組が一層促進されることを期待しています。

平成 22 年度スクールソーシャルワーカー実践活動事例集

目 次

「各都道府県・政令指定都市の取組の概要」

- ・ 各都道府県・政令指定都市の取組の概要 . . . 1

参考 平成 23 年度スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領等

- ・ 平成 23 年度スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領 . . . 106
- ・ 緊急スクールカウンセラー等派遣事業 . . . 110

「各都道府県・政令指定都市の取組の概要」

(注) 3 (1) 問題の種別については、各都道府県、政令指定都市の判断により下記の区分から選択されたものである。

- ①不登校 ②いじめ ③暴力 ④児童虐待 ⑤友人関係の問題 ⑥非行・不良行為
- ⑦家庭環境の問題 ⑧教職員との関係の問題 ⑨心身の健康・保健に関する問題
- ⑩発達障害等に関する問題 ⑪その他

北海道教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成22年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や経験を用いて、児童生徒が置かれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用したりして、問題を抱える児童生徒への支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備する。

（2）配置計画上の工夫

20程度の市町村に3年を目安に委託し、3年後には市町村が独自に取り組むことができるようにするとともに、新たな市町村に委託を行い、全道的な拡充に努める。

（3）スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

スクールソーシャルワーカーを配置している市町村においては、効果的な活用を図るため、各学校や保護者向けの啓発資料を工夫して作成・配付しており、全道連絡協議会において、こうした啓発資料や具体的な活用の方策について協議した。

（4）勤務形態

原則として勤務日数、勤務時間等については、地域や学校の実情に応じて柔軟に設定することとしており、年間で平均125日程度の勤務が行われている。

（5）職務内容

①問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、②関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整、③学校内におけるチーム体制の構築、支援、④保護者、教職員に対する支援・相談・情報提供、⑤教職員等への研修活動

（6）その他

35名のスクールソーシャルワーカーを配置しており、社会福祉士、精神保健福祉士、教員OB等が中心である。有資格者の配置拡充に向け、関係団体等との連携に努めている。

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

（1）市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

① 全道連絡協議会の開催

市町村の推進サポート及び協働体制を確立するため、年2回の全道連絡協議会を開催し、市町村の担当者等と事業実施上の工夫について協議を行っている。この中で、担当者が各学校を訪問してニーズを把握したり、校長会等と連携してスクールソーシャルワーカーの普及啓発を図ったりするなど、効果的な実践事例について交流し、各市町村における事業の充実を図っている。

（2）スーパービジョン体制、研修体制について

① エリア・スーパーバイザーの配置

本道の広域性に鑑み、5つのブロックに分け、各ブロックにエリア・スーパーバイザーを配置し、事業実施市町村教育委員会、スクールソーシャルワーカー及び道立学校から相談を受け、必要に応じ援助を行うとともに定期的に研修を実施する等、適切な指導・援助を行う。

② 地区別研修会の開催

全道を5つのブロックに分け、具体的な事例（特にハードケース）について、事例研究等を実施するなど市町村に対する指導・助言を行っている。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

事例1 ①不登校、⑦家庭環境の問題

改善事例の概要〈中学校第3学年男子〉

- ・当該生徒は、小学校第4学年から第6学年まで不登校で、その間、適応指導教室に通級した。中学校入学を機に登校できるようになったが、第1学年中頃から再び不登校となり、適応指導教室に通級した。
- ・当該生徒は、小学校時代は、友だちと嫌なことがあっても笑顔で過ごし、嫌なことを胸にため込み、我慢ができなくなると一気に暴れ出す行動を起こすので、周りから危険な子という見方をされていた。
- ・当該生徒が誕生した時から「可愛いと思ったことはない」と話す母親との母子家庭であり、十分に愛情を受けてこなかったことに課題があると考えられ、母子関係の改善に働きかける必要がある。
- ・スクールソーシャルワーカーが、教員、適応指導教室の相談員、母子自立支援員とともにケース会議を実施し、適応指導教室では基礎的・基本的な知識・技能を身に付けさせるための学習支援、母子自立支援員が母親の精神的ケアと家庭状況の把握、スクールソーシャルワーカーが保護者面談や当該生徒の教育相談にかかわるよう、プランニングした。
- ・学習支援や教育相談により、当該生徒は次第にコミュニケーションスキルを身に付けつつあり、母親の精神的な安定とともに、母子関係が改善されつつある。

事例2 ①不登校、⑨心身の健康・保健に関する問題

改善事例の概要〈中学校第3学年男子〉

- ・当該生徒は、第2学年の9月から体調不良を理由とする欠席日数が増え、その間、深夜までパソコンでゲームをすることにより昼夜逆転の生活となり、不登校となった。
- ・当初、スクールカウンセラーが教育相談を行い、スクールソーシャルワーカーが配置されている教育支援教室を紹介したところ、生活リズムの改善を目指して、教育支援教室へ通級することとなった。
- ・スクールソーシャルワーカーを中心とする教育支援教室の働きかけにより、人とかかわる機会が増え、生活リズムの改善が図られてきている。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

スクールソーシャルワーカーを活用することにより、学校と関係機関との連携が促進され、これまで学校だけでは解決が困難であった事例等についての前向きな取組が数多く進められている。

その結果、スクールソーシャルワーカーを配置している市町村において、指導の結果登校する又はできるようになった不登校児童生徒の割合が高くなってきている。

(2) 今後の課題

本事業を実施していない市町村教育委員会及び市町村立学校に対し、スクールソーシャルワーカーに対する理解やその有効性等について、周知・徹底を図る必要がある。

また、本事業を活用している市町村教育委員会及び市町村立学校に対しても、効果的なスクールソーシャルワーカーの活用について理解を促し、問題を抱える児童生徒に対する迅速かつ適切な支援を進めていく必要がある。

岩手県教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成22年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行う。

（2）配置計画上の工夫

県内6教育事務所に10人のスクールソーシャルワーカー（以下SSWと略す）を配置した。各教育事務所は、市町村教育委員会の求めに応じ、各教育委員会及び管下の各学校等に駐在させることができるものとする。

（3）スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

岩手県立大学社会福祉学部並びに岩手県社会福祉士会と連携し、適宜助言をいただきながら運用している。

（4）勤務形態

年間35週以内、週当たり8時間以内

（5）職務内容

岩手県スクールソーシャルワーカー配置要項において、任務内容として以下の通り定めている。

- ア 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け
- イ 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- ウ 学校内におけるチーム体制の構築、支援
- エ 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- オ 教職員等への研修活動

（6）その他

- ア SSW配置の具体 盛岡教育事務所：2人、中部教育事務所：2人、県南教育事務所：2人、沿岸南部教育事務所：1人、宮古教育事務所：1人、県北教育事務所：2人
- イ SSWが有する資格等 教員免許9人（うち退職教員7人）
- ウ SSWを任用するにあたっての工夫 各地域のニーズをふまえつつ意義のある活動を展開するため、各教育事務所単位でその地域の実情等をよく理解し、実効性のある活動ができる人材を探して依頼している。

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

（1）市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

各教育事務所が市町村教育委員会に連絡し、市町村や学校現場のニーズに応じた人材を探すこととしている。

（2）スーパービジョン体制、研修体制について

- ア 県教育委員会は、SSWに対し、必要に応じて適切な指導・援助ができる支援チームSSW（スーパーバイザー）を設置する。平成22年度は大学教員、社会福祉士、現職学校長の3名に委嘱した。
- イ 支援チームはSSW連絡協議会に参加し、指導・助言を行う。
- ウ 支援チーム会議では、支援チームSSWを講師として、各SSWから上げられた支援ケースや相談事項を検討し助言する。会議は年5回開催するものとし、うち2回は連絡協議会を兼ねる。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

事例 ①不登校

改善事例の概要

● 小学校5年女子 A の事例

・生育歴：幼・保とも入園なし。集団生活の経験がないまま小学校に入学。1年の頃から不適応傾向を示す。

（支援の経過及び状況）

H22 4/6（火）SSWの家庭訪問。

始業式だったがAは寝ていて、どんなに起こしても起きないということだったので、母と学校へ行く。校長、担任、養護教諭（全て新しく着任）に紹介。【年度初めのつながり支援】担任が家庭訪問開始。

5/6（木）SSWが児童福祉課担当と共に学校訪問。今後の支援のあり方、アプローチの仕方の協議。【学校・関係機関・委員会の連携をコーディネート】

5/14（金）家庭訪問。母と共に学校へ。校長、担任、養護教諭と懇談。【家庭と学校のつながり支援】担任の車で放課後にAが登校。Aが「来なくていい」と言ったので、母は同伴せず。

5/18（火）学校適応指導員とSSWが家庭訪問。【学校適応指導員との連携】

5/24（月）「訪問をしばらく休んでほしい」旨の手紙が学校に届く。

6/8（火）Aが登校（放課後、担任の車で）。母の同伴無し。

Aが母の同伴無しで2回目の登校をした。この週に、母が体調を崩し仕事も休む。

6/17（木）SSWが児童福祉課担当と情報交換。ケース会議の開催を要請。【親子関係の変化に対応】

6/21（月）担任から登校の誘いがあったが、Aは「母が心配」と相談し断る。（担任に心を開き始める）

7/2（金）ケース会議【Aを自立させていくための関係機関と学校と委員会の連携】

（その後の対応 … 学校と児童福祉課は、絶えず連絡を取り合い、学校支援と家庭支援にあたった。）

- ・学校は、担任・生徒指導主事・養護教諭がチームを組んで家庭訪問。訪問内容や支援方法について情報交換をしながら学校を支援する。（Aと母への関わりを役割分担）【自立し始めた学校の動きを支援】
- ・児童福祉課は母の支援にあたる。【児童福祉課との連携強化】
- ・母親から訪問を控えるよう話しがあったときには訪問を控えたが、学校適応指導員と協力して状況把握に努め、学校・家庭からの要請にいつでも対応できるよう準備をした。【学校適応指導員との連携】
- ・夏休みからAは自分で家庭学習を始めた。同時に、断続的ではあるが、担任との「交換日記」ができるようになった。そこには、これからの自分の人生についての不安や希望について綴られるようになり、担任や学校に対しさらに気持ちを開くようになった。

4 成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成22年度のSSWの活用状況については、SSWによる支援件数149件のうち、「問題が解決」が4件（2.7%）、「支援中であるが好転」が39件（26.2%）であった。支援活動が長期に及ぶケースが増えており、ケースによっては社会福祉の専門的技術が求められるものもある。関係機関との連携について、平成22年度に計上されたのは69件に上るが、そのうち「教育支援センター等の学校以外の教育機関」が60件（87.0%）であった。SSWに期待される支援のあり方として、岩手県においては、これら学校外の教育支援施設との連携が大きいことが明確になった。

（2）これまでの成果と今後の課題

（1）を踏まえ、SSWを各地域で有効に活用するためには、地域の実情を理解しているのみならず、社会福祉制度にも精通し、これを学校現場で応用できる人材を発掘し、積極的に活用していくことが重要である。平成23年度から、社会福祉士等の専門的人材を積極的に活用する方向である。

宮城県教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成22年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

子どもに影響を及ぼしている家庭・学校、地域などの様々な環境改善に向けて、子どもの置かれている状況を把握しながら、関係機関（学校、家庭、児童相談所、福祉事務所等）との調整・連絡を図り、問題を抱える児童生徒の支援を行う。

（2）配置計画上の工夫

- ・ スクールソーシャルワーカーの配置を希望する11市町に対して、各1名を配置した。
- ・ 県教育委員会、各市町教育委員会、精神保健福祉士会等と連携し、地域の実情に応じてスクールソーシャルワーカーが適切に活用されるよう配置した。

（3）スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

- ・ 「スクールソーシャルワーカー活用事業」運営協議会の開催
- ・ スクールソーシャルワーカー研修会の開催

（4）勤務形態

- ・ 週1～2日。1日4～5時間程度。

（5）職務内容

- ア 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ
- イ 関係機関等とのネットワーク構築、連携、調整
- ウ 学校内におけるチーム体制の構築、支援（ケース会議の設置）
- エ 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- オ 教員等への研修活動

（6）その他

- ・ 配置人数 11市町に11名を配置（有資格者6名）
- ・ 主な資格 精神保健福祉士

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

（1）市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

- ・ 本事業の円滑な実施を図るため、「スクールソーシャルワーカー活用事業」運営協議会を年2回（8月、2月）開催し、事業の在り方等について情報交換、研究・協議を行った。
- ・ 運営協議会の構成：学識経験者、社会福祉士、臨床心理士、教育（地域）事務所担当指導主事、社会教育関係者、児童福祉行政関係者、スクールソーシャルワーカー、市町村教育委員会担当者

（2）スーパービジョン体制、研修体制について

- ・ 運営協議会により、各層からスクールソーシャルワーカーの活用等について意見を聴取し、事業に反映させた。
- ・ スクールソーシャルワーカー研修会においては、参加者を2回に分けて実施し、少人数体制で事例研究を充実させるなど、質の向上を図った。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

【事例1】虐待通報をされた母親が学校を休ませている不登校T男への対応事例

(1) 問題の種別 ①不登校(小5男子)

(2) 改善事例の概要

- ・ 父親が障害のため自立生活ができず、母親が働きながら介護するとともに、3人の育児をしており、姉2人も不登校であった。長女が事件を起こしてから、T男を完全欠席させており、学校からは連絡・家庭訪問を継続してきたが、関係はあまり取れなかった。T男は以前から休みがちのため学力が低下し、個別支援を受けていた。
- ・ 校長・教頭・教育相談担当・担任とケース検討を行い、状況を職員間で共有した上で、SSWから、母親への精神的サポートの必要性を伝え、小学校からはよい関係づくりに重点を置くよう提案した。その後面接を拒否していた母親を担当が説得して、SSWが母親との面接を継続した。その結果、家庭の状況を学校側がつかむことができ、虐待の可能性も解消した。この間、子ども福祉課との情報交換や教育委員会との情報交換も行った。
- ・ 母親は、子ども3人についての悩みをSSWに話すようになり、3学期になってT男は回数は少ないものの登校することができた。

【事例2】問題行動傾向にあったA男への対応事例

(1) 問題の種別 ③暴力(中1男子)

(2) 改善事例の概要

- ・ A男は、父親からの虐待等もあり小学校から問題行動傾向が見られ、同じ学級の子どもの暴力を振るったり、言葉の暴力を浴びせたりするなど、教師も対応に苦慮していた。
- ・ 中学校入学後も改善されないため、夏休みに小学校、中学校、教育委員会の関係者が一堂に会し、改善策を検討し、それぞれのやるべきことを確認した(中学校は、授業において個別指導を行い、普段の対応もチームを組んで対応する。スクールソーシャルワーカーは、病院への橋渡しと本人、家庭との対応に当たった)。父親との面談はもとより、町保健福祉課、児童館職員との相談や、スクールカウンセラー、教育相談員との面談も行った。
- ・ A男は、2学期からは落ち着いた生活を送るようになった。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- 支援対象児童生徒 363人 (内継続して支援した者 152人)
 - ・ 支援件数 415件 (その内 問題が解決 57件、支援中であるが好転 167件)
 - ・ 訪問活動の回数：学校訪問 475回、家庭訪問 226回、関係機関訪問 137回
- 教職員とのケース会議、関係機関とのケース会議を開催し共通理解を図った上で、児童家庭福祉の関係機関や保健・医療の関係機関と連携し、それぞれの役割を果たすことによって、児童生徒を取り巻く環境が改善され、児童生徒の立ち直りに向けた支援につながる事例が報告された。

(2) 今後の課題

- ・ 家庭を取り巻く様々な課題があることから、児童家庭福祉等関係機関との一層の連携の在り方、体制づくりが必要である。また、スクールソーシャルワーカーの活動時間の増加が望まれる。

秋田県教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成22年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・不登校や問題行動等の解消

（2）配置計画上の工夫

- ・総合教育センター、北教育事務所、中央教育事務所、南教育事務所、計4か所に配置
- ・教育事務所に配置することにより臨床心理士と連携した対応が可能。

（3）スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

- ・総合教育センターを広域センターとして全県を統括する役割をもたせ、教育事務所は当該管内の地域センターとして学校等の支援に当たり、関係課所のネットワークを構築して適切な対応を図る。
- ・各教育事務所にスクールソーシャルワーカーを配置することにより、各教育事務所に配置している広域カウンセラー（臨床心理士）と連携して対応することができるようにしている。

（4）勤務形態

- ・1日6時間×96日×4か所

（5）職務内容

- ・不登校や問題行動等への対応に関する学校及び児童生徒・保護者等への訪問・相談
- ・学校と関係機関とのネットワーク構築、連携・調整（コーディネーター役）
- ・学校や市町村教育委員会における不登校や問題行動等に対する未然防止、対応等の情報収集・啓発・支援

（6）その他

＜配置人数＞ 総合教育センター、3教育事務所、計4名

＜主な資格＞ 退職教員（校長経験者4名）

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

（1）市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

- ・学校や関係機関の定期的な訪問により不登校や問題行動等の実態や対応の把握を行う。
- ・適応指導教室等を適宜訪問し、児童生徒の学校復帰や進路指導についての状況把握を行う。
- ・ケース会議等の各種研修会に参加し、児童生徒の状況や学校、各市町村教育委員会、関係機関等の対応の把握を行う。

（2）研修体制について

- ・年2回、スクールソーシャルワーカーを対象とした研修会を実施。

【内容】1回目：不登校児童生徒への対応

2回目：関係機関との連携の在り方

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

事例1 ①不登校

改善事例の概要

＜中学校3年男子＞

- ・小学校高学年から不登校傾向が続き、改善が見られなかった。スクールソーシャルワーカーが当該生徒の母親とスクールカウンセラーの面談を実施し、母親の不安や悩みの解消を図った。また、スクールソーシャルワーカーが母親に対し、将来の自立を視野に入れた対応についてアドバイスし、家族旅行を勧めた。夏休み中に家族旅行を行い、家庭内の絆が深まったこと等により、夏休み後、通常どおり登校した。

事例2 ①不登校

改善事例の概要

＜中学校2年男子＞

- ・部活動（野球部）での不適応が原因で不登校となり、家族は当該生徒の言いなりとなっていた。スクールソーシャルワーカーが母親との面談を実施し、その後、児童相談所に連絡。児童相談所が定期的に家庭訪問を実施して状況を把握し、家族のサポートに当たっている。

事例3 ①不登校

改善事例の概要

＜小学校6年女子＞

- ・友人関係のトラブルが原因で学校を休み始めた。スクールソーシャルワーカーが学校を訪問し、管理職等と対応について協議。スクールソーシャルワーカーが適応指導教室を訪問し、当該児童の受け入れ等についてアドバイスし、市教委と連携して早期対応した結果、当該児童が学校へ復帰することができた。

4 成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・適応指導教室等との連携を強化し、毎月の通級状況や各所における対応等を把握することにより、学校訪問による具体的な指導・助言を行うことができた。
- ・家庭内の問題等により児童生徒が不登校に陥った事案に対してスクールソーシャルワーカーが介入し、福祉事務所、適応指導教室等との連携・調整役を務め、協議の場を設けるなどして解決に結び付いたケースが見られた。

（2）今後の課題

- ・各学校の積極的な活用を促すPRの工夫。
- ・スクールソーシャルワーカーの資質の向上を図る研修会の実施。
- ・スクールカウンセラー等との連携した取り組みの促進。

栃木県教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成22年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

学校の努力にもかかわらず解決が困難な問題を抱えている学校に対して、県教育委員会、専門家、市町教育委員会等が協力して、保健福祉部局などの関係機関、地域の人材と連携を図りながら問題の解決に向けた学校支援を行う。

（2）配置計画上の工夫

S Wを県北、県央、県南に位置する3つの教育事務所に配置することにより、県内全域に幅広くかかわれるようにした。

（3）スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

全教育事務所に配置した「いじめ・不登校等対策チーム」が管内の各小・中学校、県立学校を訪問した際に、各学校が抱える児童・生徒指導に関する課題等を把握するとともに、保護者支援が必要とされる事案などに対して、市町教育委員会と連携しながら解決に向けた学校支援を行う。

（4）勤務形態

1日当たり6時間、週4日勤務。

（5）職務内容

- ・ 県教育委員会（いじめ・不登校等対策チーム）、市町教育委員会、学校関係者、関係機関等とチームを組み対応する。
- ・ チームとしては、課題や支援対象の明確化、支援・対応策等を決定し、チーム員が持てる機能を生かしながら協力して問題の解決にあたる。
- ・ 対応策の決定や対応に困った場合など、S Wのスーパーバイザーである弁護士や精神科医からアドバイスを受ける。

（6）その他

- ・ 地域性などを考慮し、県北、県央、県南に位置する3つの教育事務所にS Wを各1名配置することにより、県内全域に幅広くかかわれるようにと考えていたが、県福祉部局OBの人材不足により平成22年度の配置人数は2名となった。
- ・ S Wの資格要件は特に示していないが、県福祉部局OB1名と県警察本部OB1名を採用した。

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

（1）市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

- ・ 全教育事務所に配置した「いじめ・不登校等対策チーム」が、管内の各小・中学校、県立学校を訪問した際に、各学校が抱える児童・生徒指導に関する課題等や保護者支援が必要とされる事案を把握する。
- ・ また、地区の教育長部会や各市町教育委員会、適応指導教室、他の教育事務所への事前の訪問により、S Wの活動内容や支援の可能な具体例などについて説明するなどの啓発活動を行った。

（2）スーパービジョン体制、研修体制について

- ・ 年に3回開催するS W連絡協議会や教育事務所における「いじめ・不登校等対策会議」において、事例研究会などを実施することにより資質の向上に努めている。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

【事例1】①不登校 ⑦家庭環境の問題

改善事例の概要

不登校傾向のある中学2年男子生徒とその保護者への対応事例

（本事例は、S Wが学校と家庭とのつながりを意識し、市町の福祉部局と協働した家庭環境の改善と本人への働きかけにより、本人が学校復帰を果たしたものである。）

- ・ 中学1年生の夏休み明けの2学期から、部活動がいやだとの理由で不登校になる。
- ・ 不登校状態になってから、学校でスクールカウンセラーが父親面談を数回行ったが、父親は、本人が登校したくないのだから

仕方がないという姿勢で、1年生の冬以降は面談にも来なくなる。また、担任が本人に対して、適応指導教室を勧めると、自分が行くところではないと拒否された。家庭訪問してほしく本人とも会えなくなり、本人との関係が途絶えがちになる。

- ・ 2年生の秋に、家庭及び本人の状況を確認する必要があることから、市町からSSWに要請があり、家庭訪問をすることになる。市町の福祉部局から事前に情報収集するとともに、市町の家庭相談員とともに家庭訪問を実施する。その際、本人の様子や詳細な家庭の状況が判明した。
- ・ その情報を学校と共有しながら、担任による家庭での学習支援が始まり、数ヶ月後、適応指導教室に通級できるようになる。この際、SSWが母親に、家庭訪問による学習支援や適応指導教室通級の意義を説明し了解を得るとともに、適応指導教室への送迎についても祖母の協力も得ることができた。
- ・ 年度末の3月には、適応指導教室に通級しながら学校へも登校できるようになった。本人には進学希望があり、新年度からの学校復帰を口にするようになる。
- ・ 3月の家庭訪問では、母親が不在であっても鍵を開け、本人が顔を見せるなど着実に改善が図られ、新年度には、無事に学校復帰を果たした。

【事例2】⑥非行・不良行為 ⑦家庭環境の問題

改善事例の概要

中学校での喫煙増加への対応事例

(本事例は、SSWが所轄警察署と協働しながら、生徒や保護者への喫煙防止に向けた取組を実践し、喫煙生徒の減少を目指したものである。)

- ・ 市町教育委員会から、「ある中学校で、喫煙する生徒が増加し困っている。卒業生(有職少年)を通じて、タバコを入手し、喫煙している」との相談を受けた。
- ・ そこで、SSWは、元警察官であった経験を生かし、「未成年者喫煙禁止法」等を根拠として、①卒業生対策 ②喫煙生徒対策への効果的な対応を学校に助言した。
- ・ 具体的には、卒業生対策としては、タバコの入手経路が卒業生からであると判明した場合、SSWが仲介して警察と連携しながら、入手経路や非行少年との交友関係を断つたこととした。
- ・ また、喫煙生徒対策として、SSWが学校とともに非行防止教室の実施や保護者への家庭教育等への働きかけを行った結果、喫煙する生徒が減少した。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

児童生徒の問題行動等に係る学校の対応方法や関係機関との連携の在り方等について、SSWが適時・適切な助言や介入により、それぞれの事案が深刻になる前に改善が図られるため、問題行動等の未然防止に役立っている。特に、県福祉部局や県警察本部の経験者をSSWとして採用することにより、市町の福祉部局や所轄警察署との連携がスムーズに行われている。また、SSWによる各種講話をとおして、児童生徒の健全育成や保護者の意識向上、管理職や児童指導主任・生徒指導主事への危機管理意識の向上にも効果を上げている。

(2) 今後の課題

学校、市町の要望に対して、いかにタイムリーに支援できるかが重要である。当然のことながら、市町は自前の学校支援体制の中で問題解決を目指しているが、その問題が複雑化、長期化してからの対応ではなく、問題が深刻化する前に、初期の段階から学校支援ができるような、日頃から県と市町との良い関係性を構築させておくことが必要である。

例えば、要保護児童対策地域協議会実務担当者会議のメンバーとして定期的に会議に参加することで情報が入り、福祉部局と教育部局や学校との連携に効果的であるが、限られた市町での取組を広く周知していきたい。

また、保護者及び本人に精神疾患がある場合や疑いがある場合の対応が依然として課題であり、児童相談所と学校とのケースへの捉え方に大きな隔たりがある場合も少なくないため、連携の難しさが課題でもある。

埼玉県教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成22年度）

(1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・いじめ・不登校・暴力行為など、児童生徒に関わる問題の解決を図る。

(2) 配置計画上の工夫

- ・SSWを市町村の教育委員会（教育支援センター）に配置し、管内の学校全てに対応する体制を整備する。
- ・問題行動は、小学校段階に起因しているケースが多く見受けられることから、特に小学校への対応を中心にSSWを活用する。

(3) スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

- ・市町村教育委員会は、地域の児童福祉関係者や関係機関に対して、あらゆる機会を活用し、スクールソーシャルワーカーの配置とその活用について、周知に努める。
- ・職員会議等を利用し、スクールソーシャルワーカーの職務内容や活用方法等について、教職員に周知する。
- ・スクールソーシャルワーカーの活動拠点（相談室や余裕教室など）を準備する。

(4) 勤務形態

- ・週2日 6時間、年間90日

(5) 職務内容

- ・問題を抱える児童等が置かれた環境への働きかけ、関係機関等とのネットワークの構築・連携・調整及び学校におけるチーム体制の構築・支援、保護者・教職員等に対する支援・相談・情報提供、教職員への研修活動等

(6) その他

〈配置人数〉県内の24市町に36人を配置

〈主な資格〉社会福祉士、精神保健福祉士、教員免許 など

〈主な職歴〉相談員、カウンセラー、教員（管理職を含む）、民生児童委員など

〈効果的・効率的活用のための工夫〉

- ・市町村教育委員会（教育支援センター）に配置し、担当の指導主事等の指導・助言を常に受けながら、効果的・効率的に活用できるようにしている。

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

(1) 市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

活動状況調査を、年3回実施してまとめ、成果や課題を共有して研修会に活用している。

また、担当課において、生徒指導に係る市町村教育委員会訪問等で、SSWの効果的な活用について指導・助言を適宜行っている。

(2) 研修体制について

SSW活用事業の円滑な実施とSSWの資質向上、効果的な活用方法等に関する情報交換や協議を目的に県教育委員会主催のSSW連絡協議会を年3回（4・8・1月）実施している。

研修会では、大学教授の専門的な講演を行うとともに、スクールソーシャルワーカーからの質問に答えたりするスーパーバイズも取り入れている。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

事例 ④児童虐待 児童虐待が疑われた女子児童への対応

改善事例の概要

○概要

- ・該当児童は、S S Wが学校訪問した際に耳からの出血を訴え保健室に来室し、その時に家庭での様子や自分の抱える不安や苦しみを話した。該当児童の話から、保護者の養育状況に疑問が感じられた。

○対応

- ①S S Wは、該当児童のよき理解者として支援を継続するとともに、聴取した事実を学校の管理職・教育委員会に伝え、市町村の子ども課等と連携して対応を図ることとした。
- ②子ども課や保健所等の関係機関と連携し、家庭訪問を実施しながら、状況把握に努めていたが、学校や教育委員会と協議し、児童相談所に通告を行った。
- ③通告後も該当児童の精神的な不安定感を支えるためにS S Wを中心に校内の支援体制を構築した。

○結果

- ・該当児童に対して、「一時保護」の措置がとられ、医療機関とも連携し、心の安定を図ることができた。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

【学校との連携】

- ・S S Wの派遣により、学校がこれまで対応に困難をきたしていた事例にも積極的な姿勢で臨むようになった。
- ・各学校の児童生徒の問題行動に関する関心や理解が深まり、学校の協力体制が整ってきた。
- ・S S Wの活動が認知されるに伴い、管理職からの派遣要請が増え、市全体の不登校解消への取組にもさらなる活性化がみられるようになった。

【家庭との連携】

- ・学校での児童の様子を保護者に伝えることで、家庭の協力が得やすくなった。
- ・時間をかけ保護者と面談を繰り返すことにより、状況をさまざまな方面から見てもらい、児童の抱えている問題や保護者自身が抱えている問題に気づいてもらえた。

【関係機関との連携】

- ・何よりも、出会った児童、保護者、教職員、関係諸機関職員の方々と、粘り強く対話を重ねることによりラポールを形成し、そのことが膠着した問題を解決に向けて行く為の原動力となった。
- ・市内各学校が、不登校や虐待の疑いのあるケースに対して、子どもを取り巻く環境の改善の視点を持って関係機関との連携を意識して取り組んだ。その結果、保護者の意識が変容し、これまで動かなかった保護者の子どもへの働きかけが見られ、子どもの登校意欲が増した。

(2) 今後の課題

- ・S S Wを効果的に活用している学校の多くは、校内の支援システムが確立されており、S S Wの果たすべき役割を明確化している。各学校でS S Wを受け入れるための支援システムを構築する必要がある。
- ・家庭環境の複雑なケースが多くなっており、S S W自身の資質を高める研修が必要である。
- ・S S Wの認知度は、まだ十分とは言えず、S S Wの役割や社会的認知度を高めていく必要がある。

千葉県教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成22年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

児童生徒の状況に応じて、家庭や福祉機関等の関係機関への働きかけ及び関係者に対する支援・相談等を行う。

（2）配置計画上の工夫

県内の5教育事務所に1人ずつ計5名を配置することで、担当地域を明確にするとともに、関係機関や担当指導主事、スクールカウンセラー・スーパーバイザーと連携を密に行える環境となっている。

（3）スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

各教育事務所に配置することによる早期対応の実現。

（4）勤務形態

年間140時間以内の勤務時間となっている。週当たり1日の勤務を原則とし、1日の勤務時間は4時間程度とする。ただし、1日の勤務時間は、最大7時間45分まで延長できる。

勤務監督者は、各教育事務所長とする。

（5）職務内容

- ・問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ。
- ・関係機関とのネットワークの構築と連携・調整。
- ・学校内におけるチーム体制の構築と支援。
- ・保護者、教職員等に関する支援・相談・情報提供。

（6）その他

- ・主な資格：臨床心理士 精神保健福祉士、社会福祉士

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

（1）市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

- ・各教育事務所の生徒指導担当からの情報提供による連携。
- ・各教育事務所配置のスクールカウンセラー・スーパーバイザーからの情報提供による活動。

（2）スーパービジョン体制、研修体制について

- ・県子どもと親のサポートセンターによる研修会の実施。
- ・県子どもと親のサポートセンターの事業によるスーパービジョンの受講。
- ・各教育事務所配置のスクールカウンセラー・スーパーバイザーからのスーパービジョンの受講。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

事例1 ①不登校

改善事例の概要

小学校6年生のケース。市内の不登校対策会議で、検討事例として取り上げられた。本児については、小学校3年生のころから不登校傾向が見られ、適応指導教室をはじめ外部機関との連携も行われていた。中学校への進学に当たり、スクールソーシャルワーカーが中心となって、本人・保護者の話を聞くとともに、小学校に対して、中学校進学への進め方等の支援を行った。これにより、本人・保護者の希望を尊重し、学区外への進学を決めた。中学校側も、事前に保護者との連携をとり、受け入れ体制を整えてくれた。その結果、4月の中学校進学以降、毎日の放課後登校ができるようになった。

事例2 ⑨ 心身の健康・保健に関する問題

改善事例の概要

小学校5年生のケース。本児が行方不明となり、捜索活動が行われ無事に見つかった。見つかった後は、病院、警察、本児が通う小学校が連携を図れるよう調整を行った。特に、病院とは何度も連絡をとりながら、本児と家族の状態を確認し、本児の学校復帰のタイミングを調整した。さらに、病院との話し合いの場に同席したり、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラーを支援した。本児は、病院の立てたプログラムの通りに学校に復帰、現在は元気に学校生活を送っている。

事例3 ① 不登校

改善事例の概要

小学校6年生のケース。長欠傾向にある本児について、校長及び担任とコンサルテーションを行い、①保護者との協力関係を築く②市教委の訪問相談制度の活用などの方針を確認した。その後、①については、当該児童保護者との面接に同席し、両親に対してこれまでの過程での関わりを労い、良い関わりを同定・強化し、学校との連携を確認した。また、②については、校長・担任・訪問相談員・進学先中学の教育相談担当教員・スクールソーシャルワーカーによる関係者会議をもち、当該児童の特性や状況について共通理解を図った。当該児童への学校及び訪問相談員による働きかけを続けつつ、中学校入学の時期に至った。関係者会議に中学教員とスクールソーシャルワーカーが参加していたことにより、当該児童の中学校入学後も継続的な働きかけが可能となった。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・支援を行った36件の事案のうち、15件が「問題が解決」または「支援中であるが好転」した。
- ・他機関との連携をスムーズに進めることができた。
- ・各学校におけるコンサルテーションが有効に作用し、教職員の対応が統一された。

(2) 今後の課題

- ・年間勤務時間数に制限があり、多様なニーズに応えるための時間が不足している。
- ・スクールソーシャルワーカーの活動内容についての理解を更に進めること。スクールソーシャルワーカーの活用の指針について、更に周知する必要がある。

東京都教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成22年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

教育分野に関する知識に加えて社会福祉の専門的な知識や技術を用いて、児童・生徒が置かれた環境に働き掛けたり、関係機関とのネットワークを活用したりすることにより、問題を解決を図る。

（2）目的達成のための配置計画

実施主体を区市町村とし、事業の実施を希望する自治体が、地域や学校の実情やニーズに応じて、適切な人材を選考するとともに配置形態等を工夫し、効果的な運用により事業を推進する。

（3）配置計画実現のための方策

東京都スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領にスクールソーシャルワーカーの配置及び選考に関する基本事項を定め、事業を実施する区市町村は、同要領に基づいて事業を行うこととしている。

（4）勤務形態

事業を実施する区市町村の地域や学校の実情やニーズによって設定している。

例：週4回×1回7時間×48週、週2回×1回6時間×44週

（5）職務内容

- 問題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働きかけ
- 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- 学校内におけるチーム体制の構築、支援
- 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供

（6）その他

- スクールソーシャルワーカー配置人数 … 33名（24区市町）
- 主な資格・人材 … 社会福祉士、精神保健福祉士、教員免許所有者、心理に関する資格所有者 等
- 活用上の工夫 … 地域の実情やニーズに応じて、単独校型、派遣型、巡回型、拠点校型を効果的に使い分け、必要に応じた支援が実施できるようにしている。

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

○スーパービジョン及びスクールソーシャルワーカーを対象とした研修は、事業を実施する区市町村において必要に応じて実施している。

○各区市町村の生活指導担当指導主事を対象とした「生活指導担当指導主事連絡会」及び「学校不適応対応連絡協議会」において、事業の趣旨や他の人材派遣制度との効果的な連携と役割分担等について、事例を基に周知している。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

事例 ① 不登校

改善事例の概要

Aは、中学1年の2学期から自宅を出ようとすると腹痛でトイレにこもるようになり、欠席が増えてきた。その後、「友達に避けられている気がする」と訴えるようになり、完全な不登校となった。担任や友達の訪問にも応じられず、半年以上家庭に閉じこもった状態が続いた。保護者は、Aが学校に行くことによって感じる苦痛からAを守ろうとする気持ちから、学校からの働きかけを拒否し続けていた。中学2年の終わりに、学校がスクールカウンセラーを通して、保護者にスクールソーシャルワーカーを紹介した。スクールソーシャルワーカーは、保護者と面談したところ、保護者の不安定さが保護者とAとの密着関係を作っているのではないかと思われた。そのため、市の「不登校ひきこもり相談室」の利用が効果的ではないかと考え、「不登校ひきこもり相談室」を所管する教育相談センター職員と共に、Aへの対応方針の検討をした。

「不登校ひきこもり相談室」で、スクールソーシャルワーカーは、臨床心理士と共に保護者やAとの関わりを始めた。小集団との関わりに広げようとする、Aは、扉の向こうで立ちつくしてしまうこともあり、スクールソーシャルワーカーが家の近くまで迎えにいくことを繰り返した。そのうちに、本人は高校進学への気持ちを表明するようになった。スクールソーシャルワーカーは学校と調整を図りながら、具体的な学習のプラン作成と、高校選択、週2回程度共に学習する等の直接的支援を続けた。

Aの母親は精神疾患があり、Aには過干渉になる一方で、Aの身体症状が悪化することを恐れ、具体的な支援を受けることには消極的であった。スクールソーシャルワーカーの支援が進み、Aに主体性が育ち始め、同時に、様々な現実にも直面する中で気持ちの揺れが見えると、母はスクールソーシャルワーカーに「無理させないで欲しい」と不満を訴えた。Aは母の思いを受けて、一旦は、進学をあきらめてしまうまでになった。しかし、スクールソーシャルワーカーがAの成長を第一に考える方針を保ち、同時に、臨床心理士が母親自身の成育環境から生じる不安を理解し、現在の不安や喪失感を受け止めた。こうしたことが効を奏した結果、A自身の成長もあり、スクールソーシャルワーカーの励ましのもと、Aは学習を再開し、見事、希望高校に合格、現在も通学を続けている。

精神疾患や経済困窮等、養育困難である保護者に、生活環境を不安定にされてしまいがちな生徒に対して、スクールソーシャルワーカーは、学校以外の複数の機関の協力を得て、専門家を活用することで、生徒の成長を促し、生徒が主体的に道を切り開くような支援を行うことができる。スクールソーシャルワーカーは、市内の様々な機関の特徴を熟知した教育相談センター等のバックアップを得てネットワークを活用しながら、時には、後方支援、時には最前線で児童・生徒・保護者に関わる、という柔軟な対応により、成果を上げることができると考える。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・保護者への直接的な働きかけを必要とする家庭の問題について、スクールソーシャルワーカーが継続支援をしているケースが多く報告され、その状況の改善が図られている。
- ・スクールソーシャルワーカーが学校以外の場面（家庭、適応指導教室、関係機関）で活動しているケースが多く報告され、学校と家庭、関係機関とのネットワークの充実が図られている。
- ・関係機関との連携において、児童福祉等に関する機関とスクールソーシャルワーカーが連携したケースが最も多く、福祉の視点からの支援の充実が図られている。

(2) 今後の課題

- ・社会福祉に関する資格所有者や業務経験者を確保し、福祉の視点からの支援の一層の充実を図る。
- ・本制度による成果を、都内すべての区市町村に周知し、より一層の啓発を行う。

神奈川県教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成22年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

文部科学省が毎年実施している「児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」によると、暴力行為や不登校などの背景として、「親子関係を巡る問題」「家庭内の不和」「ネグレクト」など家庭の要因が挙げられている。このように、問題行動等の根本的な解決のためには、現象として現れている問題行動等への対応とともに、児童・生徒を取り巻く環境と行動との関係を分析し、状況に応じて環境の改善を図る必要がある。また、学校だけでは対応が困難な事象に対しては、関係機関との連携が必要となる。そこで、平成21年度より、問題を抱えた児童・生徒が置かれた「環境への働きかけ」や「関係機関とのネットワークの構築」などにより、問題行動等の未然防止や早期解決に向けた対応を図るため、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者をスクールソーシャルワーカー（以下、SSWとする）として学校へ派遣している。

（2）配置計画上の工夫

SSWを5教育事務所に計6名配置し、スクールソーシャルワーカースーパーバイザー（以下、SSWSVとする）を教育局に1名配置している。各教育事務所に配置されたSSWが、中学校区を単位とした重点対応地域を中心に対応し、状況に応じてその他の地域でも活動を行い、SSWSVはSSWに助言指導を行う。

（3）スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

本県においては、SSWは児童・生徒や保護者への直接的な個別援助を中心とするものではなく、教職員へのコンサルテーション（専門家による指導・助言を含めた検討）を中心とした活動を重視している。それは、問題を抱える児童・生徒の支援をより効果的に行うためには、学校の教職員等が、スクールソーシャルワークの視点を持って対応することが大切だと考えるからである。そこで、SSWはケース会議や対応を進めて行くうえで、ソーシャルワークの専門性を取り入れた新たな効果的支援が可能となるよう、課題解決の中心となる教育相談コーディネーターなどの教職員を支援しながらチームの一員として活動する。

（4）勤務形態 勤務時間数 年間245時間 1回7時間、年間35回の勤務

（5）職務内容

SSWは教育事務所長の指揮監督の下、派遣された市町村教育委員会及び市町村立学校の校長の指示を受け、概ね次の業務を行う。

- (ア) 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ
 - (イ) 関係機関とのネットワークの構築、連携・調整 (ロ) 学校内におけるチーム体制の構築、支援
 - (エ) 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供 (オ) 教職員等への研修活動 等
- SSWSVは子ども教育支援課長の指揮監督の下に、前項の業務に加えて、概ね次の業務を行う。
- (イ) SSWに対する指導・助言 (ロ) 県内の活動状況の取りまとめ、事業の方向性等についての検討
 - (ハ) 県教育委員会が行う研修会及び連絡協議会での指導・助言
 - (ニ) その他、児童・生徒の課題解決を図るために必要と認められるもの

（6）その他 主な資格 社会福祉士 精神保健福祉士 臨床心理士 学校心理士 教員 等

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

（1）市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

「スクールソーシャルワーカー活用ガイドライン」を作成し、SSWの役割等を周知するとともに、各教育事務所や市町村教育委員会が実施する研修会等で活用し、学校の教職員等がスクールソーシャルワークの視点に立った支援の手法等を取り入れ、児童・生徒指導の充実を図るための取組みを進めている。

（2）スーパービジョン体制、研修体制について

スーパービジョンは、SSWSVが行う。また、連絡協議会を開催し、SSW等の能力の向上を図る。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

事例1 ①不登校 ③暴力

改善事例の概要

中学2年生姉、小学6年生の弟。姉弟とも小学校低学年から不登校。継父・実母と4人で暮らす。父母とも病弱で生活保護受給中。弟は週1回教育支援センターに通っており、姉は自宅から出ない状態が続いている。

S S Wが「父母の面倒を姉・弟が担っていることで家庭が安定している状態である」と見立て、「姉・弟が再登校できるようにする」ことを長期目標、「弟の中学校進学を機会に、家族の関係性を変化させる」ことを短期目標として、教育支援センター専任教員と小・中学校の教職員が連携を図り、チーム支援を行うとともに、「要保護児童対策地域協議会」を開催し、関係機関の連携を強化するとともに各機関の専門性を活用した支援に取り組んだ。教育支援センター専任教員とS Cを中心とした本人への継続した関わりにより、本人の中学校進学への意欲が高まり、教育支援センターと小・中学校の連携により中学校側の受け入れ態勢が整ったことで、弟は中学校進学後登校することができた。姉は生活保護家庭の子どもを支援する「こども支援員」の支援により、教育支援センターに週1日通所できるようになった。姉・弟が通所・通学を始めたことをきっかけに、父母の養育態度も改善されつつある。

事例2 ③暴力

改善事例の概要

小学校4年生の男子児童。同級生や特別支援学級の児童、低学年の児童等に突然手を上げてしまうことが頻発した。授業も落ち着いて受けられないことが多く、周りの児童とのトラブルも多い。現在、家庭で母親に対する暴力行為がある。家族は実父母と、兄、姉。母は医療機関にて加療中。父は会社員。

S S Wが「養育、家族関係の問題とともに本人の発達の課題も背景にあることが疑われる」と見立て、「学校でも家庭でも暴力行為がなくなるようにする」ことを長期目標、「学校で落ち着いた生活ができるようにする」ことを短期目標として、適切な時期に医療機関等の活用をすすめ、児童相談所や精神保健福祉機関等、関係機関との連携を図るとともに、教育相談コーディネーターを中心に校内でチーム支援に取り組んだ。診断の結果、現状では発達の側面で大きな偏りがないという所見が得られた。その結果を受けて、問題行動の要因が本人の性格や発達の問題ではなく、家族関係、養育環境の面での課題にあるのではないかと保護者の気づきが生じた。本児への保護者の対応の変化と、学校における刺激の少ない環境づくりや本人の特性に応じた指導などの適切な対応により、学校で落ち着いた生活ができるようになった。学校が本児や保護者が困難と感じていることがらを適切にとらえ支援したことがよい効果をもたらした。校長が受容的・教育的支援を的確に実施し、保護者との信頼関係を構築し保ってきたことが、効果的な支援に結びついた。しかし、家庭ではまだ暴力があり、母子関係や夫婦関係の問題は今後も継続すると考察される。本人の学校適応を支援するとともに、家族関係の改善が課題として残っていることから、S S Wの継続的な観察や、必要に応じて各種機関と学校との協働が必要である。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成22年度の支援対象児童・生徒数は、小学校61名、中学校60名、高等学校37名、計158名で、うち継続者数は、小学校49名、中学校41名の計90名であった。

継続支援対象児童生徒の抱える問題については、件数の多い順に「児童虐待を除く家庭環境の問題」78件、「不登校」45件、「発達障害等に関する問題」32件、「児童虐待」30件「心身の健康・保健に関する問題」21件等の計247件で、うち44件が「問題が解決」に至っており、「支援中であるが好転」の92件と合わせると、約55%が解決に向かっている。

(2) 今後の課題

特に困難なケースには、迅速に、集中的に、柔軟に、対応することが必要であり、関係機関との連携が不可欠となるので、より効果的な活用を図るためには時間数の増加が必要である。

新潟県教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成22年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

① SSWを核とした市町村サポートチーム等との緊密なネットワーク構築、②学校だけでは対応できない事例に対する体制整備や指導力の向上、③当該児童生徒の複雑な環境への継続的支援による問題の防止と解決

（2）配置計画上の工夫

3教育事務所に配置し、要請等に応じる「派遣型」。上越教育事務所(小中学校数112校)に1名、中越教育事務所(313校)に2名、下越教育事務所(165校)に1名、計4名配置し全県を網羅する。()は管内の小中学校数。H22は、計画訪問105、要請訪問324、緊急派遣13、その他138件。

（3）スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

重点的・継続的な支援を必要とする学校と目的別加配教員が配置されている学校には、SSWや指導主事を構成員とする総合支援チームが年3回訪問する。ケースによって要請のある学校には、SSWが訪問計画を組み、ニーズに応じた機動力ある対応を行う。緊急対応が必要な事案には、場のケアに緊急訪問を行う。H22訪問等の対応件数は583件(H21は563件)

（4）勤務形態

週30時間を教育事務所長が勤務の割り振りを行う。実際は、3事務所とも週4日、1日7時間30分勤務(8:45～17:15)。勤務の割り振られない日(週1日)は、市町村と契約しSCやSSWとして雇用されている。

（5）職務内容

問題を抱える児童生徒が置かれた家庭環境等への働きかけ、関係機関等のネットワークの構築、当該保護者・児童生徒・教職員に対する支援、教職員への研修活動を行い、状況の改善と学校の指導力向上に資する。

（6）その他

学校や保護者の要請や面談は、勤務時間外に及ぶことが多く、広範囲の管内での訪問は長距離運転を余儀なくされる。県として積極的活用を呼びかけ、SSWの有用性が認められ、ニーズが高まっても、単年度採用4回更新の取扱要領改正や報酬額増などの待遇改善は実現せず、予算縮減の壁は高い。

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

（1）市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

県内の全市町村教育委員会には、H20年度までに、すべてに学校の危機対応に対応するサポートチームが設置された。市町村によってSSW配置の実態は異なるが、年3回の全県サポートチーム連絡協議会を県が主催し、30市町村教育委員会の生徒指導担当指導主事が一堂に会し、研修・情報共有・事例研究を実施し、SSWの有効性や活用と連携について再確認の機会としている。

学校や市町村教育委員会の要請依頼は、各教育事務所のSSWへ直接行う。また、事務所経由で提出される非行事故報告の内容に応じて、常にSSWの派遣要望を確認し、積極的な活用を促す。

（2）スーパービジョン体制、研修体制について

県単予算で雇用している臨床心理士が、SSWのスーパーバイズを行う。教育事務所配置の4名のSSWは、年3回の全県サポートチーム連絡協議会に参加して研修する他、年6回の事例検討会を実施し、旅費を配当してSSWの研修会等へも参加する。しかし、資質向上のための研修の機会とSSW自身の心のケアは十分ではなく、計画的な対応とSSWの心身の健康を保つ体制整備が必要である。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

事例1 ④児童虐待

改善事例の概要

中学生女子生徒は、母親が学校の成績を理由に暴力を振るうことを養護教諭に相談した。しかし、相談内容が母親に知られることを恐れ、養護教諭以外の教職員が相談内容を取り扱うことを頑なに拒み、学校はその対応に苦慮していた。学校から相談を受けたS S Wは当該市町村の児童福祉係に、要保護児童対策地域協議会として個別支援会議を行うよう要請した。支援会議が継続的に行われ、家庭内の状況を把握し支援策を協議した。母子二人きりの家族状況の中、母親の生徒への強い関心や不安が暴力の背景にあると見たて、学校、児童福祉係、地区担当保健師が連携し事前に対応策を講じた。母親は、同じ学年の保護者、養護教諭、地区担当保健師との関係が深まる中、生徒への暴力は次第に収まり、生徒自身も意欲的に学校生活に参加するようになった。

事例2 ①不登校

改善事例の概要

A中学校より、「入学以来登校せず、家に引きこもり、最近では家族、特に弟に強く当たり、暴力行為の頻度も多くなっている。そのため保護者から困っているの相談に乗ってほしい。」と相談があった。そこで、A中学校からS S Wの派遣依頼があり、S S Wは学校関係者とケース会議を開き、情報収集に当たった。その結果、入院治療が必要と判断し、市の福祉課と連携し、保護者の同意を得て、本人を説得し、精神医療センターにつないだ。精神医療センターで3か月の入院治療を実施し、本人は落ち着きを取り戻し、学校へも不定期であるが登校するようになった。

事例3 ①不登校

改善事例の概要

不登校状態に陥った発達障害を有するA君。学校に関することが家庭で話題になるとA君がパニックとなる状態であり、保護者是对応に苦慮していた。S S Wは、保護者と面談し訴えを傾聴した。また、学校、市教育委員会、教育事務所（生徒指導主事、S S W）の3者でケース会議を開催し、学校と保護者の間には誤解が生じていたことを確認した。S S Wが、保護者の思いを代弁して説明することで、学校と保護者の間にあった齟齬が解消された。また、ケース会議では、保護者に対する働きかけやA君に対する登校刺激のありかた等の今後の方針を確認し合った。このような働きかけが始まってしばらくして、A君は再登校できるようになった。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・不登校の背景には発達障害や複雑な家庭環境の様々な要因が絡まり合っており、S S Wの児童生徒への環境への働きかけが有効に働いた。S S Wの機動力を生かした柔軟な対応により、状況を好転させた。
- ・これまで荒れていた中学校が落ち着きを取り戻す中で、不適応・不登校生徒に目が向くようになり、S S Wの要請と事例化による細やかな対応により、状況の改善がみられた。

(2) 今後の課題

- ・発達障害や複雑な家庭環境の様々な要因が問題行動に起因する場合、市町村の児童福祉担当部局との顔の見える、より綿密な関係機関とのネットワーク構築が必要。また、医療機関連携により確定診断を受けることのみで終わらせるのではなく、学校の対応策を検討するところまでのフォローが必要。
- ・学校側の初期対応の在り方や具体的な介入方法を機会を捉えて説明し、S S WはS Cや学校派遣カウンセラーの「補完役」ではないということを認識してもらい、S C等との積極的連携と役割分担が必要。
- ・S S Wもストレスを感じ、孤立するリスクをもっている。研修の機会を拡充し、スキルアップと日頃の思いを柔軟に交換できる機会を増やしていく。

富山県教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成22年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

○問題行動の背景に家庭環境等の問題を抱えている児童生徒に対して、環境改善のための支援を行うなど、教育相談体制の充実を図る。

- ・家族問題（両親の不仲、就労等）への対応
- ・児童虐待への対応
- ・不登校への対応
- ・非行問題への対応

（2）配置計画上の工夫

- ・市町村教育センターから支援を必要とする学校に派遣する方法と、拠点校を決めて派遣する方法を取り入れた。

（3）スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

- ・スクールソーシャルワーカーの専門性を向上させるため、研修会を実施した。
- ・本事業を効果的かつ円滑に実施するため、情報交換や関係機関との連絡調整を行うSSW連絡協議会を開催した。

（4）勤務形態

- ・市町村、拠点校の実態に応じて、週2時間～週16時間の範囲で派遣時間を決め、年間42週派遣した。

（5）職務内容

- ・問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け
- ・関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- ・学校内におけるチーム体制の構築、支援
- ・保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- ・教職員等への研修活動

（6）その他

- ・派遣人数 23名
- ・主な資格 社会福祉士、精神保健福祉士、元教員、元警察官等

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

（1）市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

- ・市町村教育委員会の活用状況をもとに、原則学期毎に派遣時間を見直し、SSWの有効活用に努めた。

（2）研修体制について

- ・年2回全体研修会を開催し、事例検討会を行ったり、大学の教員等の講演から学んだりしながらSSW個々の資質向上に努めた。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

事例1 ①不登校

改善事例の概要＜中学校＞

- ・スクールソーシャルワーカーが家庭訪問を実施して、当該生徒や保護者との面談や家庭で抱えている問題について情報収集した。
- ・学校内の不登校対策会議にスクールソーシャルワーカーが出席して、事例についての適切な助言を行った。教員は自信をもって生徒に対応できるようになった。
- ・スクールソーシャルワーカーが民生委員や関係機関との連携のコーディネーターとなり、支援体制の構築に努めた。
- ・家庭に対して適切な支援が実施され、家庭の状況が好転した。その結果、生徒が教室に復帰できるようになった。

事例2 ①不登校

改善事例の概要＜小学校＞

- ・スクールソーシャルワーカーが保護者と教員との面接に同席して、保護者の福祉に関する手続きについて助言した。
- ・スクールソーシャルワーカーが市役所福祉課職員と連携して家庭訪問し、福祉関係の書類の作成を補助し手続きを完了した。
- ・スクールソーシャルワーカーが服薬を中断した保護者に病院を紹介し、適切な診断が行われ服薬を再開した。
- ・スクールソーシャルワーカーが、スクールカウンセラーに当該児童の状況を伝え、心理的な状況の見立ての助言を受け、協働による支援策を実施した。
- ・当該児童は、教室で過ごすことができるようになった。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ①医療機関や保健所、市町村福祉課等との連携が円滑に行えるようになった。
 - ②家庭環境の課題を福祉の視点から探ることにより、学校が、より適切な支援を行えるようになった。
 - ③学校が踏み込みにくい家庭の問題に、SSWを介してかかわることにより、支援体制がとれるようになった。
- ①～③等のことを受け、不登校傾向の児童生徒に改善がみられるようになった。

(2) 今後の課題

- ・社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有する人材の確保が難しい。
- ・SSWの役割を周知し、積極的な活用を各学校に勧めていく必要がある。
- ・SSWとSCの有効活用のために、両者の連携の在り方や役割分担を明らかにしていく必要がある。
- ・SSWの資質向上のための研修会の開催やスーパーバイザーの確保が必要である。

石川県教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成22年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・主として、暴力行為の未然防止や適切な初期対応、及び遊び非行型の不登校に関する学校の対応を支援する。

（2）配置計画上の工夫

- ・県内4教育事務所管内ごとの児童生徒数及び問題行動等の発生状況やその内容を勘案し、15名のスクールソーシャルワーカーを教育事務所に配置し、支援が必要な学校に派遣する。
- ・緊急性の高い事案や集中的な支援が必要な場合に備え、それらへの対応ができるようにしている。

（3）スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

- ・県教育委員会、教育事務所、市町教育委員会及び学校との間の情報交換を密にするとともに、児童相談所、警察署、家庭裁判所との連携を重視する。

（4）勤務形態

- ・スクールソーシャルワーカー1名につき、1日7時間45分、年間80日の勤務を行う。

（5）職務内容

- ・問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ
- ・関係機関とのネットワークの構築、連携・調整
- ・学校内におけるチーム体制の構築、支援
- ・保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供等
- ・県教育委員会への文書による勤務報告

（6）その他

- ・元家庭裁判所調査官、元中学校長、元警察官から15名を採用している。

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

（1）市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

①派遣校決定

- ・前年度の勤務報告を整理するとともに、市町教育委員会から得られた各学校の状況や学校が必要とする支援の内容を把握する。

②連絡協議会

- ・年度初め及び年度末の2回、県教育委員会、教育事務所、市町教育委員会及びスクールソーシャルワーカーが集まり、事業の趣旨や内容の周知及び年間の活動の評価を行う。

③運営協議会

- ・5月末に、学校管理職、県教育委員会、教育事務所、市町教育委員会、スクールソーシャルワーカー及び関係諸機関（児童相談所、警察本部少年課、家庭裁判所、保護観察所）が集まり、事業の趣旨等の説明に加え、関係機関からの講話・説明によって、機関連携の深化を図る。

（２）研修体制について

- ・月に1回程度、スクールソーシャルワーカーは教育事務所指導主事に対して業務報告を行う。その際に、指導主事は学校への支援等の在り方について指導助言を行うとともに、業務遂行に必要な教育情報等を提供する。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

事例 ③暴力

改善事例の概要

- ・校内で発生する暴力行為等に問題行動に対して、非行防止教室の講師を務めるなどして、学校の教職員とともに未然防止に取り組んだ。また、実際に暴力行為が発生した際の危機対応の場面では、直接に生徒の行動を制止する役割も担い、事案の重大化を防いだ。
- ・学校内で管理職をはじめとする教職員との懇談、生徒指導部会などの校内会議に参加するなど、日頃から生徒の問題行動の背景や学校としての対応の方針を理解するよう努めると同時に、教職員との信頼関係を築いてきた。
- ・警察などの関係機関との連携の面では、元警察官という職歴を活用して警察署との情報交換を行い、また教職員に対しては非行・触法少年の処遇などの知識を提供し理解を深めるようにした。

4 成果と今後の課題

（１）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・学校は、関係機関との連携の必要性や重要性を理解しているものの、人脈や時間的制約の中で実際に連携を深めていくことが難しいといった面がある。スクールソーシャルワーカーが学校に入ることで、これらの問題の解消が図られ、関係機関との連携が促進できる。

（２）今後の課題

- ・発達障害がある児童生徒が抱える学習や対人関係での困難さや、児童虐待など把握しにくい問題を抱えた児童生徒に関して、スクールソーシャルワーカーが十分な知識をもって業務に当たれるよう、研修の在り方、内容を検討していく必要がある。
- ・スクールソーシャルワーカー一人一人の力量の向上をめざし、スクールソーシャルワーカーが相互に活動状況を報告し合うなどして、関係機関との連携についてその広がりや深まりを求めていく必要がある。

福井県教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成22年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

社会福祉等の専門的な知識および経験を有する者を各市教育局および定時制高等学校に配置することで、小・中・高等学校において家庭、友人関係等、児童・生徒を取り巻く環境の問題を解決する。

（2）配置計画上の工夫

9市（福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市）に配置。各市教育局あたり、1名配置。（福井市のみ2名）

定時制高校7校に2名配置。

（3）スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

SSWの役割や勤務状況や事例等、学校の相談体制との連携、教員やスクールカウンセラーとの協働の必要性を示し、人口の多い県内9市への配置を要求した。

定時制高等学校においては、拠点校を中心に派遣要請に応じて派遣したり、計画的に訪問したりしている。

（4）勤務形態

年間40週とし、週当たりの配置時間は、12時間とする。

（5）職務内容

各市への派遣者にあつては、市教育局の監督の下に、小・中学校を対象として、各高等学校への配置者にあつては、校長の監督の下に、定時制課程の生徒を対象として、以下の業務を行う。

- ① 問題を抱えた児童・生徒の家庭等への働きかけ
- ② 福祉関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- ③ 学校内における問題解決のための体制構築、支援
- ④ その他児童・生徒の環境の問題に関し、各教育局において適当と認められる業務

（6）その他

- ・配置人数12名（実人数10名）
- ・主な資格（社会福祉士、精神保健福祉士の両資格所有1名、教員OB5名、介護福祉士2名、社会福祉主事1名、その他1名）
- ・人口の多い福井市は2名配置、坂井市と勝山市は兼務。福井市1名は鯖江市と兼務。

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

（1）市町村教育局、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

- ・SSW担当者連絡協議会を開催し、事業説明や勤務内容を周知し、質問等に応えた。
- ・毎月SSW事例検討会に市町の担当者が参加し、事例発表や情報交換を行い、SSWの効果的な活用について研修した。

（2）研修体制について

- ・年2回のSSWの研修会を実施した。
- ・毎月、自主的に事例検討会を開催し、資質・能力の向上に努めた。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

事例1 ①不登校 ②いじめ

改善事例の概要

中学校2年 男子

母子家庭であり、母親は子ども4人を抱え疲労困憊している。父親からの送金もなく、長時間労働で家事をする時間もない。また、多額の借金を抱え返済にも困窮している。本児は清潔な衣服を与えてもらえず、周囲から「臭い」と言われ、いじめの対象になっていた。SSWは母親と一緒に無料の法律相談に行き、借金の返済方法について相談した。弁護士からのアドバイスを受けた結果、月々の返済が楽になった。また、民生委員と主任児童委員に家族の見守りを頼み、SSWも母親の精神的サポートに努めた。学校、児童相談所も家族と良い関係を築き、最近では本児がいじめられることもなく進学に向け頑張っている。

事例2 ④児童虐待

改善事例の概要

小学校5年 男子（発達障害有り）

5歳の時に、虐待を受けているとの通告で児童相談所が対処。その後、児童相談所から児童養護施設に入所した。5年生に進級すると児童相談所の判断で、親元に戻るとともに転校した。しかし、新学級に馴染めず、保護者と学校の関係も悪化していった。

SSW、担当指導主事、地域福祉部局相談員、施設職員、ファミリーソーシャルワーカーが参加して連絡会を開催し、学校内での個別支援のあり方、家庭への支援のあり方、および学校と家庭との関係改善について協議した。

連絡会を受けて、これまでファミリーソーシャルワーカーが中心となって行ってきた家庭への支援を、徐々にSSWに移行していきながら、同時にSSWが学校とのパイプ役を果たす役割を担った。その後、数回の家庭訪問と学校訪問時に本児との触れ合いを重ねた結果、保護者と学校の関係が良くなり、本児も徐々に学校生活に適応していった。

4 成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成22年度、支援を受けた児童生徒数は、小学校254人、中学校112人、高校123人である。扱った件数は400件を超え、そのうち約30%は問題が解決した。訪問活動は、約2,200回、教職員等とのケース会議は約140回、関係機関とのケース会議は約180回である。

学校や関係機関と連携しながら活動することができた。家庭問題など、児童生徒を取り巻く環境の問題にSSWの支援は欠くことができなくなっている。

（2）今後の課題

- ・9市には配置しているが、8町には未配置であるので、今後、未配置の地区をどのようにカバーしていくかが課題である。
- ・社会福祉士等の資格を持ったSSWの採用を増やすこと。
- ・スーパーバイザーによるSSWの資質・能力の向上

山梨県教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成22年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待などの児童生徒の問題行動に対して、児童生徒の置かれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、支援することを目的とする。

（2）配置計画上の工夫

- ・全県の小・中学校を網羅するため、県内の4教育事務所に配置する。（教育事務所管内の学校数を考慮し、2名から4名を配置）
- ・社会福祉の専門家と教育関係の専門家を複数で配置する。（指導主事も交え、互いに相談しながら、取り組むことができるため）

（3）スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

- ・ガイドラインや周知資料（A4版1枚の表裏）を作成し、全小・中学校に配付。
- ・全小・中学校への計画的な巡回訪問を実施。
- ・電話相談できる体制の構築。

（4）勤務形態

- ・原則1人あたり、1日4時間×週3日×35週＝420時間

（5）職務内容

- ・小・中学校、適応指導教室への計画的な巡回訪問
- ・学校からの要請による学校訪問・問題等への対応
（問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、学校内におけるチーム体制の構築・支援）
- ・関係機関との連絡・調整・情報交換（関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整）
- ・適応指導教室へ通級している生徒・保護者への支援
- ・保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供（研修活動：講演会等）
- ・運営協議会への参加（全体会：年2回、担当者会：年3回、情報交換・研修など）
- ・その他、児童生徒への支援のうち、所属長が必要と認めるもの

（6）その他

- ・4教育事務所に合計11名配置。（4名配置、3名配置、2名配置が2箇所）
- ・11名の資格は、社会福祉士5名、精神保健福祉士1名、教員免許3名、学校カウンセラー2名、認定心理士1名（重複もあり）
- ・教職経験者と福祉関係従事者を組み合わせて配置している。
- ・各事務所で担当指導主事と打合せをすることによって、情報交換ができるとともに、支援の方向性の確認ができる。

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

（1）市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

- ・ガイドラインや周知資料にも記してあるが、まずは電話で相談してもらうように依頼している。どんな内容の際に依頼して良いか悩むケースもあるため、些細なことから電話で相談できる体制をつくっている。
- ・各教委事務所ごと計画的な巡回訪問を実施している。

（2）研修体制等について

- ・各教育事務所に複数配置していることや指導主事を交えてケース会議を行うことなどで、お互いの情報を共有するとともに、支援の方向性を確認している。
- ・担当者会議（参加者：県教委事務局・事務所担当指導主事・スクールソーシャルワーカー）を年3回開催している。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

事例1 ⑦家庭環境の問題

改善事例の概要

◇中1女子、父子家庭、問題行動（万引き）を起こしたことからS S Wに要請があがってきた。

◇状況の把握

- ・学校での三者懇談後、S S Wが父親と面接（仕事が安定しない、生活困難、娘のしつけに関する不満などを話す）

◇支援の方法

- ・S S Wは、所得申請や県営団地への転居の支援、児童扶養手当申請の支援、父親の子育てに関する悩みに対して、生活環境の改善の支援を行った。
- ・S Cは、女子生徒への面接の継続、父親への対応のアドバイスを行った。

◇結果

- ・ケース会議、学校訪問、電話連絡等を通してS Cと連携し、父子関係が改善された。

事例2 ①不登校

改善事例の概要

◇小5男児の不登校の相談から、兄である中3男子の不登校に対する支援が始まる。

◇状況の把握

- ・小5男児の不登校に関して、カウンセラーと面接したところ、兄の不登校が話題になり、小・中合同ケース会議が提案された。
- ・中学校の働きかけからS Cのカウンセリングに繋がった。

◇支援の方法

- ・S Cによるカウンセリングから本人の今まで抱えていた課題を整理するきっかけとなった。
- ・S S Wは、S Cのカウンセリングを糸口に、関係者との定期的なケース会議を行なうことによって登校状況にも変化が見られてきた。

◇結果

- ・継続的なカウンセリングと組織的な支援により適応指導教室に通うことができています。

4 成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・児童生徒、保護者、学校に対して必要な社会資源を紹介し、繋ぐことができた。
- ・複数配置のため、常に情報交換・連携が図られ、改善したケースが多く見られるようになってきた。
- ・長いケース対応を通して、当該校や対象児童生徒、保護者の笑顔や自信につながる事ができた。
- ・周知活動や具体的な支援方法の提示により、学校にとって気軽な相談機関としての認識が高まった。
- ・H21：支援の状況222件中、解決39件、好転35件 → H22：支援の状況223件中、解決62件、好転58件 【合計H21：74件（33.3%）→H22：120件（53.8%）】

今後の課題

- ・専門性向上のための研修会が必要である。
- ・問題を抱える家庭や児童生徒のうち、相談や支援を希望しない保護者への対応が難しい。
- ・周知が進み、活用が増えてきたが、時間が不足している。予算措置の必要性を感じる。

長野県教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成22年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

不登校やさまざまな課題を抱えている児童生徒に対して、その児童生徒の背景にある家庭や社会的要因をふまえ、社会福祉等の関係機関との調整を行いながら、学校や不登校専門相談員とともに児童生徒を取り巻く環境の改善を図る。

（2）配置計画上の工夫

- ・教育事務所にSSWを配置し、市町村と連携して課題解決にあたる。
- ・本県の広域性を考慮し、南信地区にSSWを1名増員した。（H22～）

（3）スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

- ・学校、市町村及び関係機関への啓発広報（リーフレットの作成及び配布）
- ・管内における学校及び児童生徒の実態把握
- ・各教育事務所の巡回訪問指導員、生徒指導専門員等とSSWで支援チームを組織し、連携して小中高の児童生徒や保護者等に専門的助言や訪問相談を行う。
- ・保健・福祉等の関係機関と調整を図り、ケース会議等の環境を整える。

（4）勤務形態

- ・各教育事務所に配置し、1日の活動は6時間を基本。
- ・1名につき年間516時間を上限。

（5）職務内容

- ・問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ
- ・関係機関とのネットワークの構築、連携調整
- ・学校内におけるチーム体制の構築、支援
- ・保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- ・教職員への研修活動等

（6）その他

- ・平成22年度は東信、南信、飯田、中信、北信の5教育事務所に各1名配置。（計5名）
- ・社会福祉士（4名） 精神保健福祉士（2名） …… 1名は両方の資格を持つ
- ・不登校専門相談員または生徒指導専門指導員とともに活動することを原則とする。
- ・移動は公用車利用を基本とする。

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

（1）市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

- ・配置地域内における不登校や様々な課題解決のために、各市町村の小中学校担当者連絡会議を開催し、各小中学校と連携を図るとともに、関係機関と調整・連携を進めながら、地域における相互連携体制の構築を目指していく。
- ・平成22年度から「不登校児童生徒地域支援チーム整備事業」を県単独事業として、不登校専門相談員と生徒指導専門指導員等とSSWが連携して支援を充実していけるよう組織していく。

（2）スーパービジョン体制、研修体制について

- ・地域支援チームメンバーがスーパーバイザー的な役割の一端をサポートしていると考える。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

【事例1】 ①不登校 ⑦家庭環境の問題

改善事例の概要

- ・中3女子。小6の頃より不登校傾向、中学2年より不登校。
- ・欠席理由は学力不振だが、夫婦関係、嫁姑の関係の悪さや父の失職等に加えて、母の精神不安定さが強く影響。母と共依存の関係となり、常に母が代弁、母の望む言動をとる。部屋に引きこもり、父、祖父母と敵対関係となっていた。
- ・担任と家庭訪問を繰り返し、母と祖母、父との関係を修復、三者の思いを統一。本人の学校や将来への思いも確認。三者からの『本人の今後を一緒に応援したい』という思いを本人に直接伝える機会を設定。
- ・担任、SC、校内コーディネーターと情報共有しながら具体的に学校への登校方法を決め、2学期より週1回の放課後登校が可能となる。
- ・自分の事を自分で決めて行動したことで本人の変容が見られ、希望の進学先へ進み、登校も継続している。

【事例2】 ⑦家庭環境の問題

改善事例の概要

- ・中学生女子。本人は学校へ行きたい意欲はあるが、保護者が精神不安定な状況にあり、本生徒の登校を過度に心配し欠席させていた。
- ・学校からSSWに相談が入る。SSWは学校からの情報をもとに、保健師と保護者の医療保護入院の可能性を視野に入れて協議を行い、保健所精神保健相談へのコーディネート、資料作成の助言、関係機関への連絡調整を行う。
- ・その後、学校・児相・病院の連携を支援する中で保護者の医療保護入院が決まり、生徒は元気に登校している。現在は、関係者で保護者の退院後の支援体制について検討中。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・SSW5名の平成22年度活動報告より、431回の学校訪問、246回の家庭訪問、207名<小90、中75、高42>の児童生徒の支援に関わる。
- ・不登校80件中、12件が解決、17件が好転。家庭環境の問題103件中20件が解決、22件が好転。発達障害30件中5件が解決、7件が好転。
- ・連携した関係機関[児童福祉機関と連携68件/保健・医療機関と連携47件/その他専門機関と連携121件]

(2) 今後の課題

- ・SSWとSC、子どもと親の相談員、市町村ケースワーカーとの連携について調査研究を進め、総合的な地域相談支援体制の充実を図る必要がある。
- ・SSWの人材養成、人材確保、効果的な配置場所、人数及び活用のあり方について、研究をすすめる必要がある。県で定めているSSWの有資格者(社会福祉士・精神保健福祉士)は限られているため、人材養成、人材確保のために関係団体との連携を深めながら進めていくことが課題である。

静岡県教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成22年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ア 学校を拠点として、子どもが抱える問題に社会福祉の視点でかわり、学校や関係機関が連携して子どもを取り巻く環境へアプローチを行うことで、問題の解決を図る。
- イ 学校や教職員が持っている力を活かし、包括的アセスメントによる学校支援を行うことで、子どもの背景を見てチーム対応できるように支援する。
- ウ 不登校、虐待、暴力行為等の子どもが抱える問題を支援する学校体制づくりを援助する。

（2）配置計画上の工夫

5市に15人のスクールソーシャルワーカーを次のように配置し、学校の実態や抱える問題に応じてスクールソーシャルワーカーは支援を行う。拠点校型11人、派遣型2人、巡回型2人

（3）スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

- ア 年度当初に管内の学校を訪問し、校長の理解を求めるとともに、生徒指導体制の実態と課題を把握する。また、年間を通じて、拠点校以外の担当小中学校にも訪問し、不登校・いじめ・問題行動等に対する対応策や生徒指導体制への確立に向けて助言する機会を増やすとともに、「ケース会議」の有効性を広めていく。
- イ 校長会、生徒指導主事会等の機会に、スクールソーシャルワーカー活用事業の概要を説明し、周知する。
- ウ 青少年相談センター（適応指導教室）との連携を図るとともに、青少年対策協議会や不登校等児童生徒対策連絡会、生徒指導研究会等に参加し、連絡・調整・情報交換を行うとともに、講師としても活用する。

（4）勤務形態 1日当たり6時間以内、1週当たり12時間以内、年間35週以内の勤務とする。

（5）職務内容

- ア 問題を抱える児童生徒に対する指導
- イ 関係機関等とのネットワークの構築、連携及び調整
- ウ 学校内におけるチーム体制の構築及び支援
- エ 保護者、教職員等に対する支援
- オ 研修会等での助言

（6）その他

- ア 所持している資格は、社会福祉士10人、精神保健福祉士3人、その他社会福祉に関する資格1人、教員免許6人、心理に関する資格3人である。
- イ 月に1回程度、スクールソーシャルワーカーと配置されている市教育委員会担当者と情報交換、ケース会議の持ち方等の研修を深める場を設定する。

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

（1）市教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

- ア 県教育委員会主催で運営協議会を年7回開催する。先進地区から講師を招聘し、研修会も行う。
- イ 配置市町ごとにスクールソーシャルワーカー、学校関係者、市教育委員会担当者を招集し、事例を基にケース会議を実施し、関係者の資質の向上を図った。

（2）スーパービジョン体制、研修体制について

先進地区で活躍しているスクールソーシャルワーカーをスーパーバイザーに任命し、運営協議会前後に、スーパーバイズを受けられる時間を設定した。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

事例1 ①不登校、⑥非行・不良行為

改善事例の概要

- ・中規模校のA中学校には、不登校生徒が20人近くいた。
- ・担当教員は、スクールソーシャルワーカーとともに県教育委員会・市教育委員会のそれぞれ主催の運営協議会に参加するようにし、スクールソーシャルワーカーの活用やケース会議等について研修を深めた。また、市教育委員会主催の運営協議会には管理職も参加するよう求めた。
- ・学校との協議により、ケース会議を定期的実施するように計画した。また、ケース会議には全職員が出席することを申し合わせた。
- ・一人一人の生徒について、アセスメントとプランニング等を繰り返し行ったところ、1年後には不登校生徒数が半減するとともに、問題行動も減少した。

事例2 ①不登校

改善事例の概要

- ・B中学校の2年生Sさんは、朝になると腹痛を訴え、5月から欠席が続いていた。
- ・スクールソーシャルワーカーを交えて、ケース会議を行った。アセスメントでは、家庭の人間関係に着目し、子どもの要望を全て受け入れている母親への支援が必要であることが確認された。母親への支援をスクールソーシャルワーカーが担当し、学級の居場所づくりは学級担任が担当するプランを立てた。
- ・スクールソーシャルワーカーは、母親に子どもの言動の受け止め方や相談機関について話をした。
- ・ある日、母親から「本人が『スクールソーシャルワーカーさんが一緒なら、登校できそうだ』と言っていた」という話があったため、スクールソーシャルワーカーと一緒に登校することになった。
- ・その後、スクールソーシャルワーカーの支援を受けながら、Sさんは毎日登校している。
- ・進級を間近に控え、役割分担の見直しについて再度ケース会議を開く予定である。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ア スクールソーシャルワーカーが関わることで、不登校や家庭の問題等を抱えた子どもや保護者に対してこれまでよりも効果的な対応ができるようになった。
- イ ケース会議にスクールソーシャルワーカーが参加することで、1つの事案を包括的にアセスメントすることができ、解決に向けての取組や手立ても多角的になった。また、対象児童生徒への配慮事項を共有することができるとともに、役割分担が明確になった。
- ウ スクールソーシャルワーカーの働き掛けにより、他機関との連携が取りやすくなった。
- エ スクールソーシャルワーカーから見立て等を学ぶことで、教職員の資質が向上した。

(2) 今後の課題

- ア スクールソーシャルワーカーの人材確保、人材育成は大きな課題となっている。
- イ 個々のケースについては成果を上げているが、全体としてその有効性を数値化して示すことは難しい。
- ウ 県の事業仕分けにより、2年ごとに配置市町を替えることとなった。平成28年度までに全ての市町に一通り配置されるが、2年後に続けてスクールソーシャルワーカーの配置を希望する市町は、市町単独の予算で配置しなければならず、スクールソーシャルワーカー活用事業の推進が課題となっている。

三重県教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成22年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

小中高等学校において福祉的なアプローチの必要な事案や深刻かつ複雑な生徒指導上の事案等に対して、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒が置かれた様々な環境へ働き掛けたり、関係機関とのネットワークを活用して、問題を抱える児童生徒に支援を行う。

（2）配置計画上の工夫

平成22年度スクールソーシャルワーカー活用事業実施要項等に基づき、県教育委員会事務局に4名を配置し、要請のある学校や県教育委員会が必要と判断した学校に派遣する。

（3）スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

- ・ 社会福祉士や精神保健福祉士等、専門的な知識や経験を有する人材の確保
- ・ スクールソーシャルワーカーの力量アップのためにスーパーバイズ及び研修を実施
- ・ 生徒指導特別指導員（警察OB、教員OB）や指導主事、スクールカウンセラーを含めたチーム支援を充実

（4）勤務形態

1回7.5時間×年間（平均 92日）

（5）職務内容

- ① 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ
- ② 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- ③ 学校内におけるチーム体制の構築、支援
- ④ 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- ⑤ 教職員等への研修活動

（6）その他

- ・ 県教育委員会事務局に4名配置
- ・ 社会福祉（社会福祉士、精神保健福祉士）に関する資格、心理（臨床心理士）に関する資格、その他スクールソーシャルワーカーの職務に関する技能資格

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

（1）市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

- ・ 学校や市町等教育委員会からのスクールソーシャルワーカーの派遣要請
- ・ 学校や市町等教育委員会の毎月の問題行動等調査の報告結果から指導主事が聞き取り等を実施
- ・ 生徒指導特別指導員（12名）の学校への要請訪問及び巡回訪問

（2）スーパービジョン体制、研修体制について

- ・ スクールソーシャルワーカーの業務に関連する研修会、研究大会への参加。
- ・ スクールソーシャルワーカーや生徒指導特別指導員が関わってきた小学校・中学校の事例研究。
- ・ 年間3回のスーパービジョンを実施。平成22年度は、社会福祉と医療の分野から大学教授並びに医師を招聘し、事例検討と講義を実施。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

事例1 ⑨心身の健康・保健に関する問題

改善事例の概要

【対象児童生徒】中2女子A

【派遣期間】H22.8～H22.12

【状況】

生徒Aは付き合っていた3年男子Bとうまくいかなくなったつらさから、自殺をほのめかすメールや手紙を友人に送り、部活や学校を欠席しがちになった。その後、自殺未遂を起こしたことから、医療保護入院となる。9月からの復帰に向けて、学校をはじめ、家庭や教育委員会を含めた生徒Aの支援が検討される中で、スクールソーシャルワーカーの派遣要請がされた。

【対応と経過】

- ・ 復学直後から言動面の不安定さ、奇妙さ、解離や自殺企図が確認され、24時間監視が必要な状態であった。
 - ・ 学習できる医療機関への入院を目標に、緊急時に対応できる体制づくりを家庭、地域関係機関（福祉担当部局、警察含む）と連携して行った。
 - ・ ケース会議（教師、管理職、教委、保健師）を開催し、生徒Aの不安定な背景を理解し、安全確保、関わり方、役割分担などについて、検討を重ねた。
 - ・ 遠方への家出を含め緊急な対応が必要な事案が何度か発生したが、その都度、適切かつ迅速な対応がされた。
- これは、関係機関との連携や緊急時及び日常の見守り体制が機能したことで安全確保ができたものである。

【結果】

翌年3月、学習できる医療機関での受け入れが可能となり入院。現在、外泊訓練ができるまでになっている。

事例2 ④児童虐待

改善事例の概要

【対象児童生徒】小3男子C

【派遣期間】H22.2～H23.2

【状況】

児童Cは学習課題に取り組むことが困難で、教室からの抜けだし、暴言、いたずらを繰り返す。父親から母親へのDV、父親から児童への虐待と母親の関わり不足、生活環境の変化などから、児童に情緒的影響が出てきた。生活習慣の不獲得、学習面での大きな遅れ、人間関係形成の未発達があり、学校での対応が困難となり、家庭も含めた支援・指導の必要性からSSWの派遣要請があった。

【対応と経過】

- ・ ケース会議を開催し、児童Cに係るアセスメントと支援プランの具体化（関わり方、保護者へのアプローチ、支援体制）についてコンサルテーションを行った。
- ・ 担任、特別支援コーディネーター、特別支援員、SCの役割を継続して確認、点検することで、学校支援体制の整備を進めた。
- ・ 児童相談所、市家庭児童相談室、市教育委員会等とのネットワークを構築し、連携の充実を図った。

【結果】

児童Cは体重が増え、身長も少し伸び、表情のきつさが消え柔和な顔つきに変化してきた。支援員に向ける笑顔には信頼感が出ており、ことばの暴力性が減少し、教師への身体的タッチが増えたようで、大人との距離が縮まった。また、身体的に受け入れてもらう体験を積み重ねて安心安全感を確認している様子で、情緒的に大きな改善が見られるようになった。

4 成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・ 福祉的なアプローチが必要な児童生徒、家庭等への支援を積極的に行うことにより、児童生徒の学習環境が整備されるとともに、学校内外のネットワークづくりが進んだ。また、これらの過程の中で、教員個人が安心感や自信を持つとともに、集団の連帯感が高まるなど心理的な効果が高まった。

（2）今後の課題

- ・ 社会福祉士や臨床心理士等、専門的な知識や経験を有する人材の確保

滋賀県教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成22年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

児童を取り巻く環境の調整・改善を図ることにより、個々の課題解決を目指し、スクールソーシャルワーカーが持つ福祉的な支援方法を学校にも取り入れることで、教員のアセスメント力と環境調整能力を高め、指導・支援の充実を図る。

（2）配置計画上の工夫

不登校の課題が大きい小学校にスクールソーシャルワーカーを配置する。また、スクールソーシャルワーカーと関係機関とのつながりを考え、できるだけつながりのある地域に配置をすすめる。

（3）スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

スーパーバイザーは指導主事とともに配置校を訪問し、児童の環境調整を図るための教職員・スクールソーシャルワーカーへの指導助言を行うとともに、スクールソーシャルワーカーの効果的な活用が期待できる学校組織体制について指導助言する。

（4）勤務形態

1校あたり1回6時間、週2回、年35週

（配置校の実情に応じた勤務形態となるよう、勤務日および勤務時間を指定する。）

（5）職務内容

- ・配置校における不登校児童および不登校児童が置かれた環境への働きかけ
- ・関係機関等とのネットワーク構築、連携・調整
- ・配置校における校内チーム体制の構築、支援
- ・配置校における保護者、教員等に対する支援・相談・情報提供
- ・教職員への研修活動等
- ・配置校における不登校児童の状況把握
- ・配置校のある市町内の小学校における不登校事例に対する助言
- ・その他県が必要であると認めた職務

（6）その他

- ・配置人数：6名（9小学校配置）
- ・資格、人材

①	精神保健福祉士	②	社会福祉士	③	教育カウンセラー
④	保健師、養護教諭免許	⑤	中学教員免許	⑥	学校不適応指導員経験者

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

（1）市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

県教育委員会及び市町教育委員会の指導主事が全てのケース会議に参加することにより、アセスメントとプランニングの意義を理解するとともにそのスキルを確実に高めることができた。その結果として多くの指導主事が自分自身の言葉でアセスメント・プランニングの意義やスキルを学校現場に発信できるようになった。この取組は学校現場と教育行政の一体感や信頼感を醸成することにつながり、学校にとっても安心感・信頼感が得られ、この事業を発展させていく上で大変重要なものになった。

（2）スーパービジョン体制、研修体制について

スーパーバイザーの職務

スーパービジョン研修会	事例検討会等を通じて、SSWに対しての指導助言（5回）
SSW活用事業研修会	SSW、教職員、市町教育委員会に対する指導助言（3回）
SSW活用事業連絡協議会	SSW、教職員、市町教育委員会に対する指導助言（2回）
配置校訪問	指導主事とともに訪問し、学校やSSWへの指導助言（27回）
スーパーバイザー派遣	指導主事とともに配置校以外の学校を訪問し、教職員への指導助言（93回）

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

事例1 ①不登校

改善事例の概要

中3の姉と小5の妹が共に不登校

- ・妹は適応指導教室に通所してはいるものの、学校には全く登校できずに3年が経過していた。SSWは母親の夫に対する態度について母親自身が不登校であった時期の父親を投影していると推察。母親は自身の心の痛みゆえに二人に登校刺激ができず、子らを叱責する夫と不仲であった。そこで、母親に行われていた市の教育相談を、母親自身のカウンセリングに切り換えることを提案。次に市教委にお願いし、小・中・適応指導教室の三者合同でケース会議を実施し、情報と方針の共有化を図った。その結果、母親の自覚とともに夫婦関係が改善。姉の不登校が先に解消して進学を果たし、それに刺激された妹も学校に顔を出すに至った。

事例2 ①不登校

改善事例の概要

小学4年生男子の不登校

- ・このケースは、ネグレクト家庭で、登校や学習への支援がないために欠席が増加し、3年生でほとんど登校できなくなった児童である。SSWが働きかけて校内でケース会議を開き、本児童のアセスメントを基に、校内での支援体制と家庭児童相談室（家児相）との連携によって、児童と家庭を支援する計画を立てた。曜日と担当者を一定にした訪問で児童の登校を促し、担任が教室での受け入れ体制を整えたことで、登校日数が増加した。SSWが家児相と連携し、学校や家庭の情報を共有。本児の登校が安定すると、母親が家児相の訪問を受け入れ始め、衣類の支援や母親自身に自信を持たせるような支援が行われた。その後、母親が登校を促すようになり、本児の自力での登校が始まっている。

事例3 ①不登校

改善事例の概要

ネグレクトによる不登校ケース

- ・父子家庭で育つ小6の女子児童。父親はアルコール依存症のため身体をこわし働けず生活保護を受けていた。担任と不登校支援員の個別支援で何とか登校できる状況であったが、校内チームとしての対応、関係機関との連携が必要であるとSSWと管理職で判断し、校内ケース会議で扱うことになった。校内ケース会議後、SSWは担任と不登校支援員が別々にもつ情報をまとめ、本人への個別支援・面談や観察を通してアセスメントを深め校内チームで情報共有した。また要保護児童対策地域協議会において、関係機関が緊急時にすぐ動ける体制を作り、この子どもを支援した。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・学校不適応の背景を、児童生徒の置かれた環境を含めて多面的にとらえることができ、効果的な支援になった。
- ・スクールソーシャルワーカー配置校およびスーパーバイザー派遣校の不登校在籍率は共に減少し、またその減少率は県平均と比較しても大きかった。

不登校による月7日以上欠席者 平均在籍率(小学校)
月例報告(延べ人数)

	H21	H22	減少率
県	3.48	3.23	-0.25
SSW 配置校	7.34	5.02	-2.32
SV 派遣校	4.55	4.10	-0.45

(%)

(2) 今後の課題

- ・各校の事業担当者に行ったアンケートより、校内での年度当初の事業説明、校内研修会、学校全体への広まりの項目での評価が低かった。また、不登校児童の状況が改善し、上記の成果は見られるものの、新たな不登校児童がでてくる学校もあり、未然防止・早期対応の取り組みが望まれる。今後、学校でのSSW的視点（アセスメント力とプランニング力）のさらなる広がりが課題である。
- ・スクールソーシャルワーカーのさらなる資質向上、人材育成が必要とされる。

京都府教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成22年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

児童生徒に基本的な生活習慣を確立し、学習習慣の定着を図る取組を支援する。

（2）配置計画上の工夫

学習指導上の課題など児童生徒の実態を把握・分析し配置校を決める。

（3）スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

○校内組織に位置付けるとともに、コーディネーターにおいて連絡調整を行いながら取組を進める。

○啓発用リーフレットを作成し、具体的な活動について理解を深める。

○実践事例集を作成・配布し、各校での取組に活用する。

（4）勤務形態

《小学校》非常勤講師 週27時間（年間）

《中学校》非常勤職員 週2回 1回6時間（年間35回）

（5）職務内容

○児童生徒・学校へ

①学校内におけるチーム体制への支援 ②SSWの視点や方法を提供 ③児童生徒との相談・指導

④教職員への支援・相談・情報提供

○家庭へ

①保護者等との相談 ②社会福祉サービスや制度の紹介

○地域社会・関係機関へ

①個々の事例について検討会議 ②関係機関等とのネットワーク構築、継続的な連携の支援

③幼保小連携、小中連携 ④地域連携、ネットワークづくり

（6）その他

《小学校への配置》教職経験者等、学校や地域の状況を理解し、児童・保護者・教職員への指導・助言ができる者を小学校15校に配置している。

《中学校》社会福祉士等、社会福祉に関する専門的な知識を有する者を中学校18校に配置している。

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

（1）市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

○相談体制を確立し、ケースへの対応、アセスメントに関すること、制度や活動に関すること、連携先に関することなどに応じて支援できる体制を構築している。

○活動報告書を作成・配布し、各校のSSWの活動が充実するように努めている。

○担当者会議を行い、取組や成果・課題を共有し、それぞれの担当者のコーディネート機能が充実するようにしている。

○学期ごとに活動記録の提出を求め、必要に応じて担当指導主事と連携をとって円滑な事業運営が行われるようにしている。

（2）スーパービジョン体制、研修体制について

○スーパーバイザーを配置し、配置校巡回相談でケースへの対応を行ったり研修会で活動や連携の在り方等について講演を行ったりしている。

○研修会（年4回：5月、7月、11月、3月）を行い、効果的な活動が展開されるように交流協議を行ったり、事例研や講演を持ってSSWの資質向上に努めている。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

事例 1

(1) 問題の種別：⑦家庭環境

(2) 概要

○本児出生後すぐに両親が行方不明になり、祖父母が養育をしてきたが、「本児の気持ちがわからない」など養育に対して困難を感じていた。そのため本児は祖父母等から暴言や暴力を受けるようになり、祖父母に対して心を閉ざし、帰宅を拒むようになった。さらに本児は他の子どもに対して次第に暴言・暴力をふるうようになった。

○担当者とSSWが児童相談所との連携を図り、担当ケースワーカーと連絡協議を重ねた。祖父母との面談にもSSWが同席し、児童相談所において児童養護施設への入所が決定された。また、社会福祉制度の活用についても支援し実現した。

事例 2

(1) 問題の種別：①不登校

(2) 概要

○小規模校からの入学で周りの環境に馴染めなかったり、自分の理想どおりにいかなかったりして登校しぶりの傾向が強くなり、教室に入れなくなった。

○SSWとSCも入って教育相談部会でケース会議を行い、現状と今後の指導方針を全教職員で確認した。

○SSWが出身小学校から情報収集し、教育相談部会と連携しながら指導に活かせるようにした。

○指導方針のもとSCが本人と保護者へ継続的にカウンセリングを実施したり、SSWや担任等が学習指導や面談を続けた結果、毎日登校でき、教室での授業にも参加できるようになった。

事例 3

(1) 問題の種別：④児童虐待

(2) 概要

○母親が不安定要素を持っているために養育放棄し、家の中も乱雑に散らかっている。本児は母親の影響を強く受けている。

○SSWが中心になりケース会議を行い、本人と母親への支援と対応について協議した。

○市福祉課のケースワーカーが継続的に家庭訪問し状況把握に努めるとともに、担任が本人に進路指導を行い進学への意欲を高めた。

○児童虐待の連絡を受けた児童相談所による専門チームが支援計画を作成して対応したり、主任児童委員が継続的な見守りを行ったり、PSWが母親に対して訪問治療を実施したりした。その結果、母親の状況が安定し、本人も専門学校へ進学した。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

○SSW一人当たり約180人の校内教職員と連携し、年間約20件のケースを取り扱うなど、校内の教職員との連携が進み、専門性を生かした支援が行われた。教員とは違った立場を生かした相談が可能となり、困難な課題解決に向けた取組が進められ、全体の40%強のケースが解決ないし好転した。

(2) 今後の課題

○校内のコーディネーター機能の向上とSSWの資質向上、効果的な活用方法等について研修を通してさらに進め、課題解決にあたる協働体制充実を図ることが必要である。

大阪府教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成22年度）

（1）スクールソーシャルワーカー（SSW）配置の主な目的

- 非行問題、あそび・非行型不登校、児童虐待等に対する組織的対応への支援、学校及び児童生徒の状況に応じた関係機関との連携に関するコーディネート

（2）配置計画上の工夫

- 各市町村教育委員会の活用状況や活用方法（※）等に基づいた計画的な派遣
（※）配置型…あらかじめ指定した学校に配置 派遣型…生じた事象に応じて随時市町村教育委員会から学校に派遣
- 毎年度の公募審査によるSSWの資質の維持向上

（3）スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

- 府教育委員会と市町村教育委員会の役割分担による円滑な事業運営
 - ・府教育委員会…府内全体の活用状況を把握し、市町村共通の課題と固有の課題を見極め対策を練る。計画的な研修・連絡会及びSV〔5〕③参照機能をつかしたSSWの資質向上や市町村教育委員会指導主事への助言。
 - ・市町村教育委員会…学校におけるSSWの支援効果を具体的に把握し、より効果的な活用について学校へ助言。市町村ネットワークをつかして学校と役割分担し関係機関との直接連携等を実施。

（4）勤務形態

- SSW…1市町村あたり年間25回程度（1回6時間）、チーフ・SSW〔5〕②参照〕やSVは市町村教育委員会の要請に応じて随時派遣

（5）職務内容

- 3層構造による状況に応じたきめ細かな対応

①SSW／17名…活動範囲：担当市町村

- ・学校及び市町村教育委員会、関係機関等とのコーディネート
- ・校内及び小・中学校が合同で実施するケース会議等における福祉的視点からのアセスメントとプランニング
- ・教職員研修等での講義及び模擬ケース会議等の実施
- ・スクールカウンセラーとの連携

②チーフ・SSW（C・SSW）／8名…活動範囲：担当地区（1地区：3～8市町村）

- ・市町村教育委員会と関係機関等との連携体制構築の支援
- ・要保護対策連絡協議会等での教育と福祉の協働の視点からの助言
- ・スクールカウンセラー・スーパーバイザーとの連携
- ・SSWへの指導助言及び相談、教育委員会等が主催する研修会等での講義

③スーパーバイザー（SV）／4名…活動範囲：全市町村（41市町村）

- ・市町村教育委員会と関係機関等との連携体制構築の支援、教職員研修等での講義
- ・スクールカウンセラー・スーパーバイザーとの連携
- ・SSW及びC・SSWへの指導助言及び相談、教育委員会等が主催する研修会等での講義

（6）その他

- SSWの有する資格…社会福祉士1、精神保健福祉士、心理に関する資格等（複数の資格を有する者を含む）

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

（1）市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

- 府教育委員会連絡会（年間3回）の実施…対象：市町村教育委員会及びSSW
- SSW活動に関する毎月の活動報告の収集と分析
- C・SSW会議（毎月）での市町村教育委員会及び学校のニーズの把握

（2）スーパービジョン体制、研修体制について

- SSWの資質向上…円滑な事業運営と効果的なSSW活用の推進、SSWの資質向上に向け連絡会を実施（毎月）。SVや府教委指導主事、管理職経験者による講義やデータ分析、活動全般に関する協議により成果と課題を明らかにし対応している。
- スーパーバイズ機能…円滑なSSW活用に関する市町村教育委員会への助言、困難なケースに対するSSWへの助言、SSWへの計画的研修、緊急かつ重篤なケースに関する直接支援のため、SVとC・SSWが連携して、スーパーバイザー機能を構成している。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

事例1 ⑩発達障害等に関する問題

改善事例の概要

発達障がいも影響したコミュニケーション能力の低さから周りの友人とトラブルを起こす小学校高学年児童について、SSWが参加して、校内ケース会議を実施。当該児童の保護者は障がいを認めず、学校が考える個別支援に対する協力は得られていなかった。SSWは、無理解な保護者からの保護の意味も含め児童養護施設への短期入所を助言するとともに、中学校配置のスクールカウンセラーも含めた継続的なケース会議を提案。さらに、福祉機関の職員による小中合同研修を提案調整し、関係機関との相互補完関係や中学校の受け入れ態勢の促進を支援した。その後も、児童間のトラブルは続いたが、保護者は徐々に児童の障がいに理解を示し、小・中学校の取組についても信頼を寄せるようになった。さらに、保護者が福祉機関に赴き相談するなど家庭と関係機関との連携が進み、児童への支援体制の充実が図られた。

事例2 ⑥非行・不良行為

改善事例の概要

近年落ち着きがない状態が続く中学校で、2年生による教員への暴言、暴力、授業エスケープが頻発した。これまでもSSWを派遣し個別のケース会議を行っていたが、それに加え、市教育委員会指導主事を中心とする問題解決支援チームのスタッフとしてスーパーバイザーを派遣した。

スーパーバイザーは、市町村教育委員会指導主事や管理職経験者とともに管理職に対して課題整理や取組の優先順位の決定、関係機関との連携のタイミングについて助言するとともに、教職員に対しては校内研修会において、当該生徒の健全育成と環境改善のため警察機関と連携した対応の必要性や、問題行動への毅然とした指導と生徒理解に基づく支援のバランスについて助言し、全教職員の共通理解を促した。研修後、当該生徒理解の深まりによる対応の変化が、生徒にも浸透していく中で少しずつではあるが教員と生徒との信頼関係が回復していき、行きづまり感から脱却できた。

また、少年サポートセンターと連携して毅然とした指導を行いながら、SSWやスクールカウンセラー、市町村教育委員会指導主事も参加した継続的なケース会議では、教職員からも前向きな取組みが提案（未然防止のための小中連携の強化、生徒会活動の充実等）される等、落ち着いた学校環境の醸成に向けて、教職員が自信を取り戻し、全教職員の共通意識の中で、生徒指導体制を再構築することができた。

4 成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- SSWを活用した学校数：17年度に府単独事業で、府内7市の7小学校に配置。20年度からは国事業を活用し全市町村教育委員会に派遣。平成22年度の活動校数（実数）は、小学校219校（全体の35%）、中学校92校（同32%）となっている。
- SSWが扱ったケース数：新規ケース数は417件（H17）から1,373件（H22）に増加。SSWと教職員の連携が進むことで1回の活動で対応するケースも増える等、深刻な状況に至る前段階での対応の充実がうかがえる。しかし、活動回数が増加するのに合わせ新規ケースが増加することからも潜在的ケースに十分に対応できていないことが推察される。
- SSW活用の成果：派遣・配置校においてケース会議の浸透や有効性への認識が高まり、SSWが参加したケース会議では、不登校や児童虐待のケースを中心に、小・中学校とも9割以上の学校で児童生徒の支援に効果があつたと報告された（平成22年7月、大阪府教育委員会調査）。そうした成果もあり、近年、長期欠席及び不登校児童生徒数は連続して減少している。
- SSW事業の広がり：SSWの有効性が広まる中で、SSWを単独予算で活用する市町村も年々増加しており、23年度は18市町村（府内44%）で府をモデルとした取組が進んでいる。

（2）今後の課題

- SSWには、地域の福祉サービスに精通し、学校組織の特性や教員の役割を多面的に理解し、効果的なプランニングを行うことが求められる。
 - 虐待やネグレクトなどが背景となり突然表面化する暴力行為等への緊急対応等市町村問題解決チーム（※）のスタッフとしての活動が増加しており、短期集中的な支援における即効性のある助言が期待されている。
 - 多様化・複雑化する問題行動や児童虐待等への対応については、SSWの効果的活用とともにSSWの資質向上が府教育委員会における大きな役割である。そのためには、SV機能を充実する必要がある、これまでからのスタッフである弁護士、臨床心理士、社会福祉士に加え、警察官OBや管理職経験者をメンバーとする必要がある。
- （※）問題行動等の対応のため、市町村が独自に設置。市町村教育委員会指導主事、臨床心理士や社会福祉士などの専門家及び地域人材などで構成されている。

兵庫県教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成22年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・ 児童虐待への対応
- ・ 学校と家庭・地域や関係機関との連携強化

（2）配置計画上の工夫

- ・ 学校からの要請により派遣する方式であり、県内全域をカバーするために県内に6つある教育事務所全てに1名ずつ配置する。

（3）スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

- ・ 「学校支援チーム」のメンバーとして位置付け、チームで学校を支援する体制を整える。
- ・ 「学校支援チーム」は、他に学校OB・警察OBを常駐させ、必要に応じて、福祉関係者や精神科医を加える。

（4）勤務形態

- ・ 週29時間勤務

（5）職務内容

① 児童虐待への対応

- ・ 児童虐待に係る児童生徒の最適処遇の検討並びに関係機関への紹介
- ・ 児童虐待に係る課題を抱える学校・学級運営等の在り方に係る相談・支援
- ・ 各学校の状況把握、関係機関、市町及び地域からの情報収集
- ・ 児童虐待に係る事例分析
- ・ 児童虐待を受けた児童生徒の支援
- ・ 研修会等の講師

② 学校と家庭・地域や関係機関との連携強化

- ・ 学校と家庭・地域や関係機関との連携方策等に関する助言
- ・ 学校と家庭・地域や関係機関との連携のための調整・連絡

（6）その他

- ・ スクールソーシャルワーカーは、社会福祉士又は同等の資格を有する者のうち、教育に関係した経験の実績を有する者とする。

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

（1）市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

- ・ 学校訪問や教育委員会訪問等を行い、学校や地域の実態把握、問題行動等の未然防止に努めるとともに、問題行動等が起こった場合には、スクールソーシャルワーカーが学校緊急会議やケース会議に参加し、学校や家庭を支援する。
- ・ 全県小中学校生徒指導担当教員等研修会を年1回開催し、学校支援チームのメンバーを紹介するとともに、その活動についての周知を図る。
- ・ 各地区において地区別生徒指導研究協議会を開催し、学校支援チームの活動報告を行ったり、スクールソーシャルワーカーが講義を行ったりすることにより、周知を図る。

（2）研修体制について

① 連絡会議の実施（年1回）

スクールソーシャルワーカーの資質及び指導力の向上を図るとともに、情報交換を行い、今後の学校への支援の充実を図る。

② 学校支援チーム等活動情報交換会の実施（年1回）（全教育事務所連携）

これまでの活動の成果と課題について情報交換を行い、児童生徒の問題行動への未然防止や早期対応、早期解決に向けた対応等の今後の活動の充実を図る。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

【事例1】 ①不登校

改善事例の概要

中学校より不登校生徒についての派遣依頼があり対応することとなる。本生徒は小学5年生時より不登校となり、中学入学直後に1週間程度登校した後、全欠が続いていた。担任が家庭訪問をすると激怒し泣き叫び、学校からの接触を極端に拒んでいる状態であった。

両親は、子どもの養育から家事全般にいたるまでを祖母に任せており、家族としての機能が果たせていない状況である。母子の相互作用や家族関係が要因となって、リストカットや破壊行為を繰り返し、祖母に暴言を吐いてはフラストレーションを発散させていた。強迫性障害もあり、本人もそのことで悩んでいる。

担任とスクールソーシャルワーカーとで親との面談を行い、親子関係修復に向けた具体的な関わり方等についてアドバイスをするとともに、医療機関受診の必要性を説いた。また、スクールソーシャルワーカーが祖母との定期的な面談を行い、祖母の精神的負担の軽減を図った。学校、教育委員会、家庭児童相談室、学校支援チーム等でケース検討会を行い、情報の共有及び支援の役割分担を行った。

父親が周囲のアドバイスに耳を傾けるようになり、子どもとの関わり方に変化が見られるようになった。そのような父親に対して、当初反抗していた本生徒も徐々に父親を受け入れるようになり、家での生活も次第に落ち着いていった。中学3年生になってからは自主的に登校を始め、高校進学にも意欲をみせている。

【事例2】 福祉部局との協働 ④児童虐待

改善事例の概要

本人から担任に訴えがあり、父親による身体的虐待が疑われるため、学校がスクールソーシャルワーカーに相談、同時に市の福祉課にも相談し、連携を図る。生徒指導担当・学年担当教諭とスクールソーシャルワーカーが協議し、虐待の状況について把握し、アセスメントを行った。また、今後の学校の対応について助言を行った。要保護児童対策地域協議会の開催前に、学校が、キーパーソンとなる叔母と懇談を行った。その際、虐待の実態を伝え、今後、更なる暴力があればこども家庭センターに保護してもらうことなどを伝える。叔母がその日の夜に本人を引き取ることが決められる。要保護児童対策地域協議会（個別ケース会議）を開催し、叔母宅での生活を基本とし、同居が困難になった場合は施設入所とする今後の方向性を決定した。

後日、スクールソーシャルワーカーが本人と面談し、要保護児童対策地域協議会での決定事項を伝えるとともに、叔母との生活等について助言を行った。

4 成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・ ケース会議などの支援等について、様々な専門性を持つメンバーがチームとして対応するため、より効果的な支援が可能となっている。
- ・ 児童虐待に関する問題が増加している中で、学校現場ではスクールソーシャルワーカーと連携して児童虐待等の問題を解決しようとする意識が高まっている。

<スクールソーシャルワーカーへの相談件数>

年度	H20年度	H21年度	H22年度
面接相談件数	1,068	1,380	1,772
児童虐待相談件数（内数）	376	351	425

（2）今後の課題

- ・ ネットワークの構築、連携・調整等コーディネイトを主な役割としているスクールソーシャルワーカーであるが、学校現場は直接児童生徒に「関わる」ことがスクールソーシャルワーカーの役割だと誤解している場合もあり、スクールソーシャルワーカーの役割についてその活動を通して、学校だけではなく関係機関と連携した取組が学校に求められていることを継続して啓発していく必要がある。

奈良県教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成22年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

不登校、いじめ、暴力行為など、生徒指導上の課題に対応するため、社会福祉の専門的な知識をもつ社会福祉士を配置し、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛け、改善をし、学校の教育相談体制を整備する。

（2）配置計画上の工夫

広く学校のニーズに応えるため、小・中・高等学校に1名ずつ派遣した。

（3）スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

定期的に連絡会を開催し、各SSW間の情報交換や、市町村教育委員会の担当者も入って情報交換することによって、SSWの活用方法を協議することができる時間を確保する。

（4）勤務形態

週1回、1回4時間、年間33週（132時間）を基本とするが、学校長等の判断により、年間の総時間の範囲内で回数や時間を変更することができる。

（5）職務内容

問題行動を抱える児童生徒に対し学校を拠点として支援を行う。また、児童生徒、保護者、教職員等の関係を整理し、児童生徒が置かれた環境の調整・改善を図ることで問題を明らかにし、人と人をつなげる働きかけから問題の解決を図る。

（6）その他

派遣先は年度内であっても、必要に応じて変更することがある。

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

（1）市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

現場の様々なニーズを把握するために担当指導主事や巡回アドバイザーが、市町村教育委員会や学校を巡回し、各学校の様子を把握する。問題行動や児童生徒の様子からSSWを派遣することが適切と判断された場合、SSW活用事業担当指導主事が出向き、SSWの仕事の内容等を説明し、最終的に派遣が適切かどうか協議する。学校に対する支援はSSW以外の方法もあり、何が一番適切かを判断する。派遣中は、各学校に指導主事が定期的に訪問し、学校との連携を図っている。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

事例1 ⑦家庭環境の問題

改善事例の概要

- 父親に子どもに対する虐待の疑いがあり、母親は過度に学校に関わってくるが、担任とのやりとりが難しい面がある。子どもは、学年を経るごとに怠学傾向が強まり、父親への暴力が顕著になる。
- 担任からの相談を受け、SSWが家族の事前評価・支援機関の把握を行い、父親との面談をおこなった。相談のなかで、父親の子どもへの虐待や母親への家庭内暴力、母親の精神疾患の可能性がわかってきた。また、家庭内での負担が父親に集中していることを見立て、家族に精神保健福祉相談を促すとともに、家庭内での父母の役割の再構築を提案する。
学校では、欠席・遅刻による学習の遅れがあるため、子どもへの学習支援を行うよう提案する。
- それぞれが取り組むことにより、子どもは希望の進路の実現を果たすことができた。

事例2 ⑨心身の健康・保健に関する問題

改善事例の概要

- レポート提出の際、自分は社会に適応できないなどの自己否定の記入があり、担任・学年主任からSSWに相談があった。
- SSWが、以前の担任に問い合わせることにより、入学前の生徒の情報を得る。また、居住地の民生委員や自治会役員と連絡をとり、声かけや見守りを依頼した。
また、担任には、父親にレポートの内容等の事実を話し、登校・学習の支援をしていくことを伝えるよう助言する一方、常にSCと連携して情報を共有し、スクールヘルスリーダーには声かけや見守りを依頼した。生徒は、SCとのカウンセリングを繰り返すうちに、話を聞いてもらえる先生に対しては自分から話をするようになり、生徒会の手伝いを勧めたところ生徒会役員となった。
- 他の教員にも見守り、声かけをするように心がけてもらい、自己肯定感や自信をもっていけるよう学校として取り組んでいる。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成22年度には、ある学校で55回の教職員とのケース会議を開催しており、55件のケースを扱った。ケース会議を重ねることで教職員の福祉的な視点への意識が強まっている。また、関係機関等とのケース会議も3回開催しており、学校と関係機関等との垣根もひくくなっている。これらの会議を重ねることで、教職員の児童生徒への対応も変化が見られる。

(2) 今後の課題

奈良県では、採用できるSSWの人数が少なく、学校のニーズに応えられない状態である。専門的な視点でのアプローチの必要性は認識しており、少しでもニーズに応えることができるよう工夫する必要がある。

和歌山県教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成22年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

不登校やいじめ、児童虐待、非行問題等、問題を抱える児童生徒に対して、置かれた環境に働きかけ、関係機関との連絡・調整を図りながら適切な支援を行い、生徒指導上の諸問題の解決に資する。

（2）配置計画上の工夫

県内30市町村に、スクールソーシャルワーカー配置希望を照会し、事業希望市町村には、活用計画書の提出を求めている。その計画書と各地域の実状をもとに、県内の各地域にバランスよく配置できるように考慮している。

（3）スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

4名のスーパーバイザーを配し、配置各市町に出向いて現地支援を行うと共に、小グループでの研修会を行い、スクールソーシャルワーカーの力量の向上に努めている。

（4）勤務形態

拠点校型、配置校型、派遣型等、配置形態は、各市町の実状に応じて決定している。

原則 6時間以内/日、週1日以上3日以内、年36週以内とする。

（5）職務内容

- ・問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ
- ・関係機関とのネットワークの構築・連携、調整
- ・学校内におけるチーム体制の構築、支援
- ・保護者、教職員に対する支援・相談・情報提供
- ・教職員等への研修活動 等

（6）その他

平成22年度配置人数 スクールソーシャルワーカー11名（SSW5名、準ずる者6名）

スーパーバイザー4名

（社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有する者をスクールソーシャルワーカーとするが、人材難もあり、元教師、元保育園長をスクールソーシャルワーカーに準ずる者として採用。）

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

（1）市町村教育委員会、学校との連携について

- ・連絡協議会の開催

平成22年度は2回開催。平成23年度も2回開催予定。

（2）スーパービジョン体制、研修体制について（平成23年度）

- ・5名のスーパーバイザーによるスーパービジョン体制を整備。
- ・新規配置市町を中心に、現地に入り、スクールソーシャルワーカー及び教育委員会担当者に支援を行う
- ・県内を3地域に分け、少人数による研修会を3回、計9回開催予定。
- ・スクールカウンセラーとの共同研修会を1回開催予定。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

<事例 1> ①不登校

改善事例の概要

- 問題の概要等・・・中3女子。中2の9月より不登校になり、10月より全く登校しなくなる。自分の意志はしっかり持っているが、他者に自分の思いを伝えるのは苦手。すぐ上の姉も中2より不登校。母とは話すが、家庭での会話が少なく、家庭が安らぎの場となっていない。
- スクールソーシャルワーカーの関わり・・・担任、教育相談主任、スクールカウンセラーと相談、協議。また、校内の教育相談部会やケース会議にも常時出席。研修も兼ねたケース会議で、県スーパーバイザーからスーパーバイズを受ける。担任と協議し登校時は別室で対応。同時に母親のカウンセリングをスクールカウンセラーが行う。
- 経過、改善状況・・・ケース会議や担任による家庭訪問等を継続的に行う。中3の4月より母の送迎による別室登校。5月より自転車で通学し、別室登校。少しずつ在校時間が長くなる。自分の思いを語ることが喜びと感じ、進路にそった学習に取り組みはじめる等、好転傾向にある。

<事例 2> ⑦家庭環境の問題

改善事例の概要

- 問題の概要等・・・小5女子。母が精神的に不安定。2歳頃より児童養護施設と家庭の行き来を繰り返す
- スクールソーシャルワーカーの関わり・・・スクールソーシャルワーカーが情報を収集・記録し、毎月のケース会議に提出。関係者（担任、校長、生徒指導、スクールカウンセラー、児童福祉士、社会福祉課児童係、ケースワーカー、児童センター家庭児童相談員、教育委員会担当者等）と情報交換。児童相談所が設定した家庭引き取りのための条件をクリアし、母が本児を引き取ることになり家庭に戻る。安定した中で、本児が登校できるように家庭や子どもの支援を関係機関と連携して行う。
- 経過、改善状況・・・母親のストレスによる精神不安定により、6度目の施設入所に至った。学校だけで背負い込むのではなく、多くの関係者が関わり、見守りながら援助することで、半年間、母子が一緒に生活することができた。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・スクールソーシャルワーカーの専門性を生かし、各地域の福祉事務所、児童相談所等、他機関との連携・協力により支援を行うことで家庭環境等の改善につながっている。
- ・教職員がスクールソーシャルワーカーの専門性を生かした福祉的な手法を学ぶ機会となっている。

(2) 今後の課題

- ・県内でのスーパーバイザー及び社会福祉士等、資格をもったスクールソーシャルワーカーの確保
- ・地域により、適任者の人材が不足
- ・新規配置市町のエデュケーション担当者及びスクールソーシャルワーカーへのサポート体制（現地支援）
- ・スクールソーシャルワーカーの役割、活用方法等の周知、啓発
- ・スクールソーシャルワーカーと教職員の連携の必要性

鳥取県教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成22年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・社会福祉分野における専門的な視点で児童生徒・教職員・保護者に対する相談活動の実施
- ・問題を抱える児童生徒の置かれた家庭環境等の改善に向け、関係機関との連携推進
- ・不登校問題の解決及び引きこもりも含めた長期欠席者への対応等

（2）配置計画上の工夫

- ・配置を希望する市町村の実情に合わせて週時数及び年間時数を設定
- ・市町村教育委員会内に事務局を設置し、SSWの活動の拠点とする

（3）スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

- ・連絡協議会を定期的実施し、県外より講師を招いたり事例研究を開いたりする
- ・配置事業費の補助（市町村1／3、県4／9、国2／9）

（4）勤務形態

- ・市町村教育委員会ごとに勤務形態は異なる（基本的に教育委員会配置）

（5）職務内容

- ・児童生徒の置かれた環境の問題（家庭・友人関係等）等に関する相談援助
- ・関係機関（児童相談所・教育支援センター・福祉事務所等）との連携・調整、ネットワーク構築の援助

（6）その他

- ・配置人数（鳥取市2名、倉吉市1名、米子市3名、大山町1名、南部町2名、伯耆町4名 計13名）
- ・主な資格及び人材（社会福祉士、民生児童委員、退職教員等）

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

（1）市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

- ・連絡協議会（情報交換、事例研究、学校担当者との打ち合わせ）
- ・研修会（講義「スクールソーシャルワーカーの適切な配置の在り方」）
研究協議：市町村担当者とスクールソーシャルワーカーの双方で考える各市町村推進体制と活動計画

（2）スーパービジョン体制、研修体制について

- ・本県では13名のスクールソーシャルワーカーを配置しているが、その内の1名をスーパーバイザーとしており、連絡協議会や研修会に於いて指導・助言を行う。
- ・市町村教育委員会毎に研修会を設定しており、実践事例を発表しながら情報交換を行ったり、適応指導教室、学校、児童福祉施設との連携を図る。
- ・県教育委員会が主催する連絡協議会では、県外より講師を招き、その先進的な取り組みについて学び、スクールソーシャルワーカー活用事業がより効果的なものになるよう研さんを続ける。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

事例1 ①不登校

改善事例の概要

小学4年生女児。両親と兄、妹の5人家族。3年生の二学期から不登校気味になる。4年生の4月からは再度教室に入れるようになり、特に月と木の課外活動日には意欲的に取り組んでいたが、日にちが経つにつれ活動日以外の日には何かと理由をつけ休むことが多くなってきた。そして、9月以降は登校出来なくなった。そこで、両親とスクールソーシャルワーカーが面談し生育歴や保護者の思いを聞くとともに、その相談内容を小学校に知らせる。ケース会議を開き、今後の対応を検討するとともに、学校・家庭でできる環境づくりについて話し合う。

(成果)

家族を交えた話し合いをすることで、家庭や学校に何ができるかを一緒に考え、支援に取り組む方向性を見いだせた。校内職員研修では、全職員がエコマップの作成について学んだ後、今後の対応の具体的な役割分担について検討し、学校全体で事例を共有することができた。さらに、エコマップから見えてきた現状の問題やニーズに対して効果的な取組をする中で、保護者との信頼関係を深め、本児童に対する学校・家庭での環境づくりを積極的に行い、最終目標である登校に結びつけられた。

事例2 ④児童虐待

改善事例の概要

低学年男児。養育状況の問題が心配され、以前から気になる児童であったが、本人からの「たたかれた」という言葉と、他者からの連絡で虐待が発覚した。虐待の事実が明白になり、担任・管理職・生徒指導担当が福祉課に通告の方向で協議するとともにスクールソーシャルワーカーにも連絡、その後、教育委員会を通して福祉課に通告。関係者の協議で、児童相談所職員の訪問よりもスクールソーシャルワーカーが「教員ではない学校とつながっている者」として訪問した方が自然ではないかと話し合われる。また、スクールソーシャルワーカー、児童相談所職員、福祉課担当者が集まり、学校・関係機関が連携した家庭支援について協議する。担任が児童の安全確認を継続的に行う中で、スクールソーシャルワーカーが母子に会うことにし、兄の通う中学校とも連携し、母親と定期的に連絡を取りながら関係を深めた。

(成果)

児童相談所がこの家族に関わり、それを機に保護者了解のもとSSWが当該児童と話が出来るようになった。現在、児童相談所が定期的に家庭訪問、スクールソーシャルワーカーが本人と面談、担任が安全確認を行った結果、学校と関係諸機関とのつながりが今まで以上に太くなり早期に虐待を防止することが出来た。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・教育委員会内にSSWを配置することで、教育委員会に入ってくる情報の活用や、指導主事と連携し市内の小・中・特別支援学校に在籍する子ども達を対象とした効果的な支援が出来るようになった。
- ・SSWが活動することによって保護者への関わり方に幅ができ、複雑な家庭環境を持つ児童生徒の生活に落ち着きが見られるようになった。
- ・中学校単位で、毎月SC、SSW、管理職、教育相談担当者、学年主任、担任等で連絡会を行うことで、具体的な役割分担が行え、連携がスムーズになり効果的な対応が可能になった。

(2) 今後の課題

- ・有資格者の人材確保と、個々のケースへ対応するための時間の確保
- ・SSWの活動状況、成果等の全県への情報発信の在り方
- ・見立てや手立ての更なる研究

島根県教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成22年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

県内における小中学校の不登校児童生徒数は、全国的に出現率が高く県教育委員会としても最重要課題として取り組んでいる。また、不登校児童生徒の態様として家に引きこもりがちなお子どもの増加、児童虐待による児童養護施設等への入所数の増加は、学校関係者の対応だけでは、限界がある。そこで、平成20年度より福祉的な視点による課題の整理や福祉制度を活用した環境調整を行うことのできるスクールソーシャルワーカー活用事業を市町村に委託することにより事業展開を図った。平成22年度は、4市町との委託を行い、校内の教育相談体制の整備、関係機関との連携の強化により学校の課題解決力の向上を目指した。

（2）配置計画上の工夫

＜松江市＞「不登校支援アクションプラン事業」の推進と連携した配置・常駐型SSWの緊急配置を行っている。

＜出雲市＞教育委員会（学校教育課児童生徒支援室）へ配置し、依頼のあった学校等へ派遣した。

＜益田市＞1名のみの配置のため、各校にニーズにできるだけ応えられるように派遣型配置とした。

＜津和野町＞年間計画を作成し、定期訪問を実施し、緊急に派遣要請のあった学校への訪問も実施している。

（3）スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

＜松江市＞常駐型SSWと派遣型SSWの2つのタイプの運用とスーパーバイザーとしての派遣型SSWの活用を行った。

＜出雲市＞年2回、研修会を開催し、事例検討や情報交換を行った。

＜益田市＞学校及び関係諸機関を訪問し状況把握を進めるとともに、研修の機会をもち、SSWの役割を周知する。

＜津和野町＞SSW活用事業協議会の設置及び開催することで、学校、関係機関の理解を得た。協議会委員は、警察、教育事務所、児童相談所、福祉事務所、民生委員、保育園、高等学校、小中学校長会、健康保険課、教育委員会で構成されている。

（4）勤務形態

＜松江市＞①常駐型SSW：700時間、②派遣型SSW：ケース派遣、＜出雲市＞派遣型：853.75時間、

＜益田市＞派遣型：420時間、＜津和野町＞派遣型：520時間）

（5）職務内容

①問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ②関係機関とのネットワークの構築、連携・調整

③学校内におけるチーム体制の構築、支援④保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

（1）市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

県教育委員会としては、各市町教育委員会が本事業を展開するうえで、必要な情報を県主催の研修会を通して提供するとともに各事業実施団体へ直接訪問し連絡調整を図った。

（2）研修体制について

県主催の研修としては、連絡協議会を2回、関係機関等連絡調整会（東部・西部）1回ずつ、事例検討会1回を実施した

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

事例1 ①不登校

改善事例の概要

家庭の生活が苦しく、5人兄弟のうち3人が不登校。スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問を継続実施。母親、不登校児童との関係をつくる。市福祉部、児童相談所等が参画したサポート会議開催。生活保護受給に向けて支援。スクールソーシャルワーカーの働きかけにより不登校児童学校に登校し、不登校が改善した。

事例2 ④児童虐待

改善事例の概要

小学校から心配なケースについての相談があり、SSWを派遣した。SSWは、管理職や担任等から状況の聞き取りをした結果、児童相談所へつなぐ必要があると判断し、方法等について学校へ助言した。数ヶ月後 心配された事案が発生したが、既に児童相談所は保護者と面接を行っていたため、迅速かつスムーズに対応することができた。

事例3 ④児童虐待

改善事例の概要

児童虐待～小学校高学年児童のケース。入学前より保護者は養育に困難をきたしており、医療機関や児童相談所、警察、教育相談機関等、あらゆる機関を利用していた。SSWは家庭訪問を定期的に行い、保護者と児童の状況を理解し、養育を振り返り、ニーズを把握し、必要な関わりを一緒に考えた。根本には、保護者自身がおかれている状況を理解してほしいというニーズが感じられた。SSWはニーズに寄り添いながら、実現可能なニーズがどのようにすれば、実現するかを一緒に考え、保護者の了解を得られた場合には、必要に応じて学校を窓口として関係機関に連絡をし、保護者のニーズに基づいた関係機関とのネットワーク作りを提案した。

事例4 ⑩発達障害等に関する問題

改善事例の概要

発達障がいのある児童について、SSW担当の先生から相談があり、家族の思いを聞いてほしいとのことであった。SSWとは面識がなかったが、以前から関係機関とのつながりがあり、関係機関の相談員と一緒に母との面接を行った。母の思いを確認し、不安や気がかりを聞いていく。学校では、関係機関も参加しケース会議を実施し、学校と家庭のつながりをおこない、連携して支援を行った。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ①困難な状況にある児童生徒や家庭に対するスクールソーシャルワーカーによる直接的な働きかけや関係機関と連携したサポートチームによる支援が効果的に機能し、状況の改善、解決が図られた。
- ②スクールソーシャルワーカーが、学校の実情を踏まえて助言し、学校が他機関との連携をより強めることができた。また、スクールソーシャルワーカーが校内研修等の講師をすることもあり、教職員の研修を支援することもできた。
- ③ケース会議により共通理解のもとチームで支援することができた。関係機関と学校とをつなぐことで、より多面的にアセスメントが可能となり支援方針もたてやすくなった。

(2) 今後の課題

- ①学校における校内支援体制やスクールカウンセラー等と連携した支援をさらに進めていくとともに、社会福祉士等専門資格を有する派遣型スクールソーシャルワーカーの有効活用を図ることが今後の課題である。
- ②虐待や生活困窮の子どもを見守っている学校の不安感を解消するために、このスクールソーシャルワーカー活用事業により、学校を含めた「支援者への支援」のあり方を検討していきたい。
- ③定期的な巡回相談を行うことで、連携を深め、子どもの抱える課題への早期発見、早期対応ができる関係づくり、体制づくりをめざす。

岡山県教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成22年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為などの問題行動等について、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、適切な課題把握と解決に向けた計画作成を行い、当該児童生徒がおかれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、学校や問題を抱える児童生徒及びその保護者に適切な支援を図る。

（2）配置計画上の工夫

スクールソーシャルワーカー4名のうち1名を県教育庁指導課内に配置し、コーディネーター役を兼ねる。また、他3名とともに要請のあった学校へ派遣し、児童生徒や保護者、学校に対する支援を行う。

（3）スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

精神保健福祉士、社会福祉士の資格を持つ者で、かつ学校教育に関して知識を有する者のうち、積極的に取り組む意欲のある者を、スクールソーシャルワーカーとして県教育委員会が委嘱している。

（4）勤務形態

非常勤職員として1回4時間、指導課配置職員は週3回×年間42週、他は年間18回を上限としている。

（5）職務内容

- ① 問題を抱える児童生徒がおかれた環境への働きかけ
- ② 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- ③ 学校内におけるチーム体制の構築、支援
- ④ 保護者、教職員に対する支援・相談・情報提供
- ⑤ 教職員への研修活動

（6）その他

事業の周知及び人材の発掘のため、学校関係者、スクールソーシャルワーカーを希望する者等を対象としたセミナーを年4回実施した。参加者は38名であった。

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

（1）市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

前年度に依頼のあった学校を対象に、スクールソーシャルワーカーの働きについて「学校と関係機関との関係調整」、「学校と家庭との関係調整」、「児童生徒・保護者・学校に対する問題解決のためのアドバイス」等の観点別に4段階評価アンケートを実施した。同時に、スクールソーシャルワーカーの役割に期待することについて自由記述を依頼し、支援の実態とニーズの把握を行った。回答する学校名は無記入とした。

また、いくつかの市町村教育委員会主催の研修会で、教職員等を対象に、スクールソーシャルワーカーの役割についての説明や、児童生徒を取り巻く課題解決に向けての支援方法について助言を行った。

（2）スーパービジョン体制、研修体制について

運営会議を年に2回開催して、児童相談所、県総合教育センター等の関係機関の職員と、事業の効果的な活用や検証等について協議した。また、先進地視察を行い、大学職員から助言を得た。他に、スクールソーシャルワーカーによる連絡会議を実施し、情報の共有を図るとともに、大学職員等からスーパーバイズを受けることができるよう体制を整備している。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

〈事例1〉 ①不登校

不登校の事例。小学生と中学生のきょうだいについて「不登校の背景として両親不仲が疑われる」という学校からの相談を受け、スクールソーシャルワーカーが両親、子ども達それぞれに対して面接を数回行った。両親は、双方の間に教育方針に違いはあるものの、子ども達が学校生活を通してより良い成長をしてほしいという共通の願いがあることを確認するに至った。スクールソーシャルワーカーは、両親が離婚後もそれぞれの役割を担いながら子ども達に関われるよう支援を行った。また、学校に対しては、本人が登校した時の場所の確保等の受け入れ体制について、教職員間の認識の統一を図るよう助言した。現在、本人は登校して学校生活を楽しんでいる。

〈事例2〉 ①不登校、⑩発達障害等に関する問題

不登校、発達障害に関する事例。本人は小学校5年生である。学校と保護者は、互いにマイナスの感情を抱いていたが、スクールソーシャルワーカーが児童の思いを把握して学校と保護者に伝え、双方が支援の方向性を見出すに至った。また、社会資源の活用を視野に入れた支援が必要となり、児童相談所と病院につないだ結果、発達検査や服薬治療が実施された。学校は、発達障害の特性や当該児童に対する関わり方について、各関係機関から助言を得た。現在、学校と保護者はスクールソーシャルワーカーの仲介なく関係を築くことができしており、本人は医療の介入により、落ち着いた学校生活を送ることができている。

〈事例3〉 ①不登校、⑥非行・不良行為、⑧教職員との関係の問題

不登校、非行、保護者と教職員との関係の問題に係る事例。当該家庭には、乳幼児と小学生、中学生、高等学校を中退した無職のきょうだいがいる。小・中学校からの情報では、様々な関係機関からの家庭へのアプローチはあるものの、家族が拒否しているために関係を築くことが困難な様子であった。スクールソーシャルワーカーが家庭訪問をして家族それぞれのニーズを把握し、子育て、若者就労、経済的問題に関わるサービス・制度について情報提供し、各相談窓口につなぐ等の仲介を行った。現在、家族と学校・関係機関の信頼関係が築かれ、家族それぞれのニーズに沿った支援が行われている。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成22年度の支援状況は、不登校37件、暴力行為3件、児童虐待7件、非行・不良傾向(暴力行為を除く)3件、家庭環境の問題(児童虐待を除く)19件、教職員との関係の問題6件、心身の健康・保健に関する問題4件、発達障害に関する問題14件であった。ケース会議等で具体的な支援策を講じることができ、学校と関係機関との連携が促進され、約半数のケースは解決・好転した。本事業を活用した学校に対するアンケートでは、92%の学校が、スクールソーシャルワーカーの児童生徒・保護者・学校に対する問題解決に向けたアドバイスについて「有効である」・「どちらかといえば有効である」と回答している。

(2) 今後の課題

- 依頼件数は増加しているが、本事業を活用していない市町村教育委員会及び学校に対し、一層の周知が必要である。また、学校が問題解決をスクールソーシャルワーカーに依存する例も見られ、学校との協働体制の確立が課題である。
- 家庭がどの関係機関との関わりも拒否している場合、家庭訪問等のミクロレベルでの支援が必要なことが多いが、依頼件数が増加しているために、関係機関の調整等のメゾレベルでの対応になり、勤務時間の拡充が望まれる。